

コンゴ民主共和国会社設立マニュアル 2024

- 改訂版 -

(2024 年 12 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アビジャン事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が現地会計コンサルティング KPMG Côte d'Ivoire に作成委託し、2024 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・アビジャン事務所

E-mail：cda@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. コンゴ民主共和国の概要.....	1
I.1. 特徴.....	1
I.2. 住民と人口	1
I.3. 言語.....	1
I.4. 経済.....	1
I.5. 歴史と政治・行政.....	2
I.6. コンゴで予定されている憲法改正	4
I.7. 地理.....	5
I.8. 地形と植生	5
I.9. 気候.....	6
I.10. 宗教.....	6
I.11. 外交.....	8
I.12. 二国間条約および協定.....	8
II. コンゴの税制の概要	9
II.1. 所得税.....	9
II.1.1. 利益・利潤税（以下、IBP）－法人税.....	9
II.1.2. 賃貸所得税（IRL）	14
II.1.3. 源泉徴収.....	15
II.1.4. 職業報酬税（以下、「IPR」）-自然人税.....	18
II.1.5. 駐在員報酬特別税（以下、「IERE」）	21
II.2. 対物課税	22
II.2.1. 車両税	22
II.2.2. 鉱山・炭化水素採掘権面積税.....	24
II.2.3. 不動産税（IF）	24
II.3. 付加価値税（VAT）	26
II.4. その他の租税公課	31
III. 税務調査・税務訴訟	42
III.1. 税務当局の督促の権利.....	42
III.2. 税務当局の文書提出要求権.....	42
III.3. 税務調査手続き	43
IV. 労働法	46
IV.1. さまざまな雇用契約形態.....	47
IV.2. 総賃金.....	47
IV.3. 外国人労働者の雇用.....	49
IV.4. 労働条件	50
IV.5. 雇用契約の解除.....	52
V. コンゴの社会保障制度	53

V.1. 概要	53
V.2. 社会保障給付金の 3 部門	54
V.3. 社会保険料	55
V.4. 社会保障協約	57
VI. コンゴにおいて適用される競争法の規則	57
VI.1. 競争に関する規則	57
VI.2. 価格の自由に関する規則	58
VI.3. 禁止慣行への違反に科される罰金	60
VII. 不動産法	62
VII.1. 一般使用権の取得手続き	62
VII.2. 土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの手続き	64
VII.3. 建設許可取得手続き	64
VIII. 知的所有権	64
VIII.1. 工業所有権の管轄機関およびその使命	64
VIII.2. 精神的作品の管轄機関およびその使命	65
VIII.3. 保護対象	65
IX. 関税、物品税、消費税	68
IX.1. 税関での申告と免除	69
IX.2. 輸入関税	70
IX.3. 商品輸出関税	87
IX.4. 保税通過のプロセスと手続き	99
IX.5 消費税および物品税	99
IX.6. 通関課徴金	101
IX.7. 保税制度	101
X. 会社法	108
X.1. 合名会社 (SNC)	108
X.2. 合資会社 (SCS)	109
X.3. 有限会社 (SARL)	109
X.4. 株式会社 (SA)	109
X.5. 匿名会社	110
XI. 常設事業所およびホールディングスに適用される特別規則	111
XI.1. 代表事務所または連絡事務所 (常設事業所) および支社に適用される規則	111
XI.2. コンゴにおけるホールディングス特別制度	112
XII. コンゴにおける会社設立の手続き	112
XIII. 投資奨励策	114
XIII.1. 投資法典の説明	114
XIII.2. 適用分野	114
XIII.3. 認可の条件と義務	114

XIII.4. 優遇措置の適用範囲	115
XIII.5. 鉱業法典	116
XIV. 為替規制	118
XIV.1. 外貨の保有	118
XIV.2. 物品の輸出入取引	118
XIV.3. 役務の輸出入取引	118
XIV.4. 所得移転、資金移動	119
XIV.5. コンゴ通貨建て口座 – 外貨建て口座	119
XIV.6. 為替交換手数料	119
XV. コンゴの裁判管轄と裁判所の概要表	119
XV.1. 普通法裁判機関	119
XV.2. 特別裁判機関	121

I. コンゴ民主共和国の概要

I.1. 特徴

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ」）はアフリカ中心部に位置し、面積は 234.5 万平方キロメートルである。9 カ国（アンゴラ、ザンビア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、ウガンダ、南スーダン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国）と国境を接している。

I.2. 住民と人口

コンゴの国内の人口は 1 億 500 万人（2023 年現在）である。そのうちの大部分は北東部の南 Kiu（10%）に居住している。250 以上の部族がいるが、その多くは同じ文化を持ち、同じ言語を話す。

I.3. 言語

コンゴにはlingala、swahili、kikongo、Tshilubaの4種類の国語がある。また、200種類余の部族語がある。フランス語が公用語である。

I.4. 経済

コンゴは、同地域の他国に比して人口密度が低く、豊富な天然資源と鉱石に恵まれている。未開発のさまざまな鉱石の鉱脈は 240 億米ドルの価値を有すると評価されている。しかしながら、その経済は 1980 年以降大幅に後退した。

コンゴの経済は主に銅、コバルト、金、コルタン、錫石などの鉱業に依存している。そのため、本格的な多角化が進んでいない同国の経済は、原材料の国際価格変動の影響を大きく受けやすく、その価格下落は国家財政に重大な影響を及ぼしている。優れた天然資源、水力発電の可能性、広大な耕作地（8,000 万ヘクタール以上）、膨大な生物多様性、そして世界

第2位の熱帯雨林（森林面積1億5,500万ヘクタール）を有しているにもかかわらず、重要な役割を果たす可能性のある農業は、何十年にもわたり軽視されている。

現在進行中の経済改革には以下が含まれる。

1. 経済の多角化：政府は天然資源への依存度を下げるとともに、経済の多角化に力を入れている。これは農業、製造業、サービス業の発展に向けた取り組みに反映されている。
2. インフラの改善：道路、交通、電力供給、インターネットアクセスの改善を目的としたインフラ建設プロジェクトが計画されている。これにより、経済発展と地方開発の促進を図っている。
3. 汚職撲滅と健全なガバナンスの実現：大胆な行政改革と汚職撲滅は、外国投資と持続可能な経済成長を促す環境整備に向けた政府の優先事項の一つとなっている。

I.5. 歴史と政治・行政

1960年6月30日に独立、旧ベルギー領コンゴは1971年から1997年までザイールと呼ばれた。コンゴ・ザイール解放民主勢力同盟（AFDL）の議長であったローラン・デジレ・カビラがキンシャサを制圧、モブツ・セセ・セコ政権に終止符を打ち、国名を現在のコンゴ民主共和国と改称した。2001年1月、ジョゼフ・カビラが暗殺された父を後継し、政権を掌握。その後2度の選挙を経て18年間にわたり政権の座を維持した。当初、カビラの任期が満了となる2016年に予定されていた大統領選挙は再三にわたり延期された末、2018年12月30日に実施され、野党候補のチセケディが大統領に就任した。同大統領は2023年に再選された。

コンゴはアフリカ大湖沼および国内における約20年にわたる紛争の影響に依然として直面している。治安はいまだ完全には回復しておらず、国の東部は多数の武装集団が活動を続けており不安定な状況にある。インフラは全体的に非常に不十分である。国際社会はコンゴを支援しており、国連による大規模な活動（2万2,000人の職員派遣）、国際連合コンゴ・ミッション（MONUSCO）を展開している。

コンゴは、分権化された単一システムに基づく複雑な政治・行政構造を有している。この行政・政治組織が複数のレベルに分かれ、それぞれが特定の責任と機能を遂行している。

1. 国家

- 共和国大統領：国家元首であり行政権を持つ。首相および各省の大臣を任命し、また議会を解散することもできる。直接選挙によって選出され、任期は5年（最大2期）。
- 中央政府：首相、大臣、副大臣から構成されており、国内レベルでの国政を担っている。
- 議会：二院制で、元老院と国民議会で構成される。
 - 国会議会（下院）－議員は直接選挙により選出
 - 元老院（上院）－議員は間接選挙により選出
- 司法権：国内の司法を正しく管理する裁判所と法廷から構成される。その頂点に憲法裁判所があり、憲法の遵守と選挙の正当性を確保している。
- この他、国の運営を支援し、民主主義を支える機関となる国家機関も存在する。独立選挙委員会（CENI）、視聴覚通信高等評議会（CSAC）、監査院がそれにあたる。

2. 州

コンゴは 2006 年の憲法改正以来、26 州に区分されている（施行前は 11 州）。各州には州政府と州議会が置かれ、州知事が州の大臣から構成される州政府を率いている。州は複数の開発分野を管轄下に置き、特に天然資源管理および地方行政において、一定の自治権を行使している。

3. 都市・地区とコミューン

各州は地方の行政区画である地区に細分化されている。これらは政府によって任命された地区行政官により管理される。都市も重要な行政区画であり、これはコミューンに細分化され、独自の地方自治体として組織されている。州と同等の地位が与えられ、州知事が治めるキンシャサを除き、市長が都市の、コミューンに関してはコミューン長がトップを務める。

4. 地方の行政区画はさらに以下で構成される。

- 首長区と村落連合：農村部における領土を細分化したもの。首長区は複数の村落連合をまとめたものであり、村落連合は複数の集落をまとめたものである。

- 街区（カルチュ）と集落：都市部や農村部の基本的な行政単位で、その地方管理は街区長または村長によって行われている。

I.6. コンゴで予定されている憲法改正

コンゴは、独立から 4 年後の 1964 年に最初の憲法を採択した。その後 1965 年にモブツ元帥がクーデターにより政権を掌握、1967 年に新たな憲法が採択された。それ以降、憲法文章は幾度となく修正され、2005 年に国民投票によって新憲法が採択、翌 2006 年に施行された。その憲法も 2011 年に 2 度目の改正が行われ、229 条のうち 8 カ条が改正されている。

2018 年以降、同憲法は「交戦国の憲法」であり、国の運営および社会の現実に合わせていないとして、その改正を求める声が数多く上がっている。そこで、コンゴのフェリックス・チセケディ・チロンボ大統領は 2024 年 10 月 23 日、2006 年施行の基本法を改正する意向を発表した。2025 年に複数分野からコンゴ人の専門家を招集し国家委員会を構成、同憲法について検討し、社会の発展と現実にあった憲法草案を国に対し提案するとしている。

この憲法改正の構想が実現すれば、現行憲法の全 229 条が影響を受けることになる。最も期待されている改革は以下のとおりである。

- 現行基本法第 2 条が規定する行政組織：コンゴ人の大多数が 26 州という構成は複雑で分裂の危機を孕んでいるという理由から、11 州（10 州＋キンシャサ特別州）の旧体制に戻ることを望んでいる。
- 第 6 条規定の政治的多元主義：見直しを検討され、政党数が制限されるとみられる。なお、現在の政治的多元主義により、コンゴには 1,000 を超える政党が存在しており、そのほとんどが代表的ではないことに留意されたい。
- 第 9 条規定の恒久的な主権の行使：下層を含む土地、そこに含まれるすべてのものは国家に属するという事実を強調するための見直しが行われる。
- 第 10 条規定のコンゴ国籍唯一の原則：排他性原則は削除され、二重国籍の原則に置き換えられる。しかし、コンゴと国境を接する 9 カ国、つまり、ルワンダ、ブルンジ、ウガンダ、南スーダン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、アンゴラ、ザンビア、タンザニアは例外とされる。
- 元老院と州議会は廃止される。

- 第 217 条に規定される、連合または共同体条約・協定が締結された場合にアフリカ統一促進のために領土の一部においてコンゴの主権の一部を放棄するという原則は廃止される。
- 現行の基本法によって施行されている半議会制の政治体制は、大統領制に置き換えられる。

I.7. 地理

コンゴはアフリカ中心部に位置し、面積 234.5 万平方キロメートルとアフリカ大陸の中でも最も広大な国家の一つである。以下、近隣の 9 カ国と 9,165 キロメートルにわたり国境を共有している。

- 西：カビンダ州(7.270 平方キロメートル)、コンゴ共和国 (342.000 平方キロメートル)
- 東：ウガンダ(241.340 平方キロメートル)、ブルンジ(27.834 平方キロメートル)、ルワンダ(26.340 平方キロメートル)、タンザニア(942.799 平方キロメートル)
- 北：中央アフリカ共和国(622.436 平方キロメートル)、スーダン(2.503.890 平方キロメートル)
- 南：ザンビア(752.614 平方キロメートル)、アンゴラ(1.246.700 平方キロメートル)

コンゴ川流域の大部分がコンゴの国土を流れ、その流域面積は 100 万平方キロメートル以上に上る。唯一の海洋流出は川北岸の狭い領土のみである（コンゴ中央州のモアンダ地方）。国中央の広大な低地には、西へ流れる河川流域により形成される盆地が広がり、熱帯雨林で覆われている。周りには、南東部のミトゥンバ山地や北のヴィルンガ山地のような山岳テラス、南と南西のサバンナ高原、北側川向うには密林が広がっている。高い山々は、国の東端（グレートリフト地方）に位置している。

I.8. 地形と植生

コンゴは以下、四つの地理的地域からなる。

- 西部の海岸平野
- 平地および台地からなる中央盆地。植生は密林（熱帯雨林）の特徴をもつ。

- 北部、北東部、南部の高原。植生は森や森が点在するサバンナで構成される（植生は主に熱帯性植物）。
- 東部、南東部、西部の山脈

コンゴは、1 億 2,000 万ヘクタール以上に広がる非常に豊かな耕作可能な土地を有しているが、これまでに利用されているのはわずか 1% にすぎない。

I.9. 気候

コンゴは赤道が横断しており、国土の 3 分の 1 がその北側に位置している。気候は、河川流域では高温多湿、南部に行くほどより乾燥し涼しくなる。赤道より南の地域では、雨季が 10～5 月まで続き、北部では 4～11 月が雨季となる。赤道付近では、年間を通して降水量が比較的一定している。雨季には、激しい雷雨があるが、数時間ほどしか続かない。国全体の平均降水量は 1,070 ミリメートルである。

以下、4 種類の気候がみられる。

- 赤道気候（東部州、赤道州、マニエマ州・バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州の北部）
- 高湿度の熱帯気候（東部州・赤道州・コンゴ中央州の北部、バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州・カタンガ州北部の中央部）
- 長期乾季の熱帯気候（バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州・カタンガ州の南部）
- 沿岸気候（コンゴ中央州の西部）

コンゴの気候は、また、豊富な河川による十分な降水量と、広範な日照により特徴づけられる。これらの気象条件により、食糧農産物栽培は年 3～4 回収穫が可能となっている。

I.10. 宗教

暫定憲法第 26 条では、新憲法（第 22 条）に相当する提案とともに、崇拝の自由を認めている。これらの権利は一般的に尊重されている。しかし、特定の予言組織と民兵グループとの間による宗教的緊張が存在する。

①キリスト教

- カトリック、プロテスタントキリスト教は 1484 年、ポルトガル人が到来し、王とその側近に対し民衆の改宗を説得したのをきっかけに導入された。改宗は当初技術的な動機に基づいたものであり、探検家たちのさまざまな建築物、船、工具に感動したコンゴ人は、それらの文化と信仰を取り入れたいと考えた。最近では、「繁栄」を説く教会が重要性を増しており、信仰が経済的繁栄をもたらしてくれると主張している。

- キンバングストとアフリカのキリスト教キンバングストはコンゴ国内および近隣諸国に広がり、アフリカで最も人気のある宗教となっている。信奉者は喫煙や飲酒を行わず、暴力を避ける。一夫一妻制度が実施されている。

- エホバの証人聖書の教えを基本とし、主な活動として神の王国の福音を説く宗教団体。エホバは神の名前であり、三位一体信仰は許されていない。

- 末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン）最初のモルモン宣教師は 1986 年にコンゴに到着した。現在約 3 万 4,000 人のメンバーを抱え、日曜には 116 の会衆の一つに集まる。キンシャサに神殿を建設する計画を 2011 年に発表しており、信者はコンゴの人道分野、特に村の水供給の分野で活動を行っている。

②伝統的宗教信仰

地霊信仰のみを行っているコンゴ人口は、わずか 1%にすぎないが、アフリカの信仰はそれをはるかに上回る人々に影響を与えており、キリスト教の生き方にその跡を残している。実際、コンゴ人の大部分が、複数の共通点を持つアフリカ宗教の信仰習慣をもつ。

③イスラム教

コンゴは、イスラム教徒は少数派であるが、多数を占めるキリスト教に次ぐ信奉者数を有する第 2 の宗教である。国内のイスラム教徒の正確な数は把握されておらず、出所により異なる。CIA のワールドファクトブック（World Factbook）では 10%、Pew Research Center では 1.5%多く、さらにほかでは 5%または 15%とされている。イスラム教は 1860

年ごろ、象牙交易などを通して東アフリカより到来した。イスラム教徒の約 50%がスンニ派とされており、シーア派 10%、アフマディ 15%と続く。その他のイスラム教徒は特定のグループとは関連していない。

I.11. 外交

アフリカの中心部にあるという立地条件により、独立以来、同国は（ザイールと呼ばれた時期）その地方における重要な役割を果たしてきた。広大な国土、豊富な鉱物資源、戦略的位置を理由に、ザイールは冷戦の緊張を利用し西洋の支援を受けた。1990 年代初頭、ペレストロイカの風による冷戦の終結とともに、政治的变化を望む国民の圧力により内政改革が促進された。豊富な鉱物資源を有するコンゴでは、鉱物資源の権益争いが激化し、1998 年には近隣諸国を巻き込み内戦に突入。特にウガンダ、ブルンジ、ルワンダの軍隊が、国内東部で大勢を占める反政府運動を支援、介入した。他方、ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア、チャド、スーダンもキンシャサ政権を支持した。

近隣諸国との関係は多くの場合、安全保障上の問題と、複雑で錯綜した地域同盟を取り巻く問題が背景にある。域内では、スーダン、ウガンダ、アンゴラ、ルワンダ、ブルンジで紛争が繰り返し発生し、二国間、多国間の緊張を生み出した。現在のコンゴにおける危機は、同国が近隣国を攻撃するさまざまな反乱グループの基地となっていることのほか、包括的な政治システムの不在が原因となっている。

コンゴは、旧宗主国であるベルギーとは特別な関係を構築しており、ベルギーはキンシャサに大使館を、ルブンバシには総領事館を置いている。また、コンゴはブリュッセルに大使館を置いている。

I.12. 二国間条約および協定

二国間関係を強化し、さまざまな分野で国際協力を推進したいという意志を示すため、コンゴは、経済協力、税制、安全保障、教育、文化など多くの分野を網羅する数多くの二国間条約や協定を数々の国と締結している。

- 南アフリカ共和国との協力協定：貿易と投資に重点を置いた両国間の経済関係の強化を目的としている。

- トルコ共和国との安全保障協力協定：犯罪やテロとの戦いにおける協力を強化し、情報交換や治安部隊の訓練促進を目的に締結された。
- ベルギー王国との航空輸送協力協定：この協定により、両国間の航空便の往来を容易にし、観光と貿易を促進する。
- カタールとの協力協定：二国間の経済、商業、技術協力の促進を図る。
- カタールとの投資促進および相互保護に関する協定：経済交流とインフラ計画開発を促進し、両国間における投資の保護と強化を図る。
- ベルギー王国との租税条約：所得と資産に対する二重課税を回避し、詐欺や脱税の防止を目的に 2007 年 5 月 27 日に締結された。
- 南アフリカ共和国との租税条約：2005 年 4 月 29 日締結。所得と資産に対する二重課税の回避と、詐欺・脱税防止を目的とする。
- フランスとの航空輸送に関する租税条約：1989 年 4 月 29 日締結。国際航空輸送における二重課税の回避を目的としており、所得、利益、キャピタルゲインに対するすべての税金と関税に適用される。
- アラブ首長国連邦（UAE）との租税条約：2021 年 10 月 12 日締結。所得における二重課税を排除し、詐欺・脱税の防止を目的としている。
- OECD 保護下における租税条約：コンゴは 2024 年 9 月 19 日、経済開発機構（OECD）の保護のもと、二つの租税条約を締結した。一つ目は税源浸食と利益移転（BEPS）との闘いに関するもので、二つ目は納税責任規則（RAI）に関するものである。これらの条約は、多国籍企業による不当な課税慣行に対抗し、租税に関する透明性と国際協力を強化することを目的としている。

II. コンゴの税制の概要

II.1. 所得税

II.1.1. 利益・利潤税（以下、IBP）－法人税

II.1.1.1. 適用範囲

IBPは、コンゴで工業、商業、手工業、農業、不動産業にかかわる事業活動を行うすべての企業の純益に適用される。コンゴで事業活動を行う外国企業は、常設のまたは固定の事業所により得られた利益に対して課税される。

II.1.1.2. IBP の課税基礎

IBPは、収入からこれを獲得、保持するために費やされた事業費用を差し引くことにより算出される各会計年度の純益に基づき決定される。事業費用とは以下を指す。

- 所得獲得年度に発生した費用
- 会社の事業活動にかかわる費用
- 実際に費やされた費用

例えば、一般的に控除が認められている費用は以下のとおりである。

- 賃貸料
- 事業活動にかかわる機器やその他の動産のメンテナンスに要する一般費用
- 被用者に支払われる給与・手当
- 第三者への債務の利息
- 減価償却費
- 過年度の損失（または繰越損金）：これは損失が発生した年度の翌年度から起算して5年間に得た利益に繰り越すことができる。

特徴：コンゴ企業が、直接資本参加により、または、同一グループの1社もしくは複数の企業の資本参加により関係を有する外国法人に対して支払う金額は、以下の3条件を満たす場合にのみ控除可能である。

- 提供された役務が証明されている。
- 当該の役務がコンゴで行うことができない。
- 報酬額が提供された役務の実際の価額に対応している。

ただし、税法典では、海外本部の一般費用と管理費用は、コンゴにある支社により得られた利益から控除されないと規定されている。また、以下の費用は課税対象所得から控除できるとはみなされない。

- 事業活動に不要な出費
- 所得税（特にIBP、IPR、IERE）
- 税制上の過料や罰金
- 企業内で取締役会メンバーに株式で支給される賞与
- 引当金（鉱業等の一部の業界を除く。）

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第65条および第66条の規定に則り、

- 通信費の50%および交際費の60%は、IBPの控除対象外費用となる。ただし、インターネットの使用が業務目的にのみに限られる場合、インターネット費用は100%控除できる。
- 共和国社会基金、研究機関、公共事業または慈善・社会的組織および団体、スポーツ協会に支払われる寄付金、贈与金、補助金は、以下の条件を満たせば控除として認められる。
 - 支払相手先がコンゴに所在していること。
 - これらの費用が正当であると証明できること。
 - 会計年度売上高の0.5%内であること。
- 日々の交通費は、役員はタクシー最大6回、その他被用者はバス最大6回の乗車まで、現地で適用されている乗車料金の同額を条件に、控除することができる。しかし、いずれの場合も、被用者に割り当てられた交通手段の現実性と必要性は証明される必要がある。

2022年12月28日の2023年度財政法第22/071号70条、第71条および第72条に則り、

- 固定資産の再評価に係る税制中立性に関し、再評価差額は企業の課税所得には影響をおよぼさないものとする。
- 減価償却固定資産の再評価差額は、貸借対照表負債部分純資産の部分にある「再評価差額」勘定内に記載される必要がある。
- 再評価された固定資産の減価償却は、再評価後の価値に基づき算出され、計上されなければならない。しかし、各年度の減価償却の相対的な増加分によって、会計上または税務上の利益を減少させるものであってはならない。そこでその増加分相当分を利益に加算することでこの中立性が達成される。
- 再評価された減価償却対象資産が譲渡された場合、益金・損金は新しい帳簿価額を基に算出される。しかし、利益の減少または損失の増加は、譲渡した資産に関する再評価差額の益金残と正確に相殺される必要があるため、会計上および税務上の結果は変更してはならない。

- 減価償却資産の再評価差額は、再評価が行われた年度の損益に含むことはできない。また、分配することも、損失の補填に充てることもできない。しかし、その一部または全部を資産計上することはできる。

2022年12月28日の2023年度財政法第22/071号第73条、第74条および第75条の規定に則り、

- 再評価を実施するすべての企業は、会計年度中に得た所得申告に加え、毎年4月30日までに、再評価結果の特別申告を税務当局に提出する必要がある。
- 会計年度末に再評価を行っておらず、税務当局に再評価結果の特別申告書を提出していない企業は、その状況改善まで1日につき10万コンゴ・フラン（以下、「FC」）の罰金が科される。
- 再評価後、固定資産の再評価に関する法的規定に従わなかった場合、減価償却対象固定資産の再評価差額が課税所得に加算され、30%の税率対象となる。

II.1.1.3. IBP の税率

2019年度財政法第18/025号第17条の規定に則り、IBPの税率は30%となっている。ただし、申告された売上高の100分の1未満とすることはできない。

II.1.1.4. 納付方法

2024年度財政法第23/056号第39条の規定に則り、IBPの納付方法は以下のとおりである。

- 大企業局および税務署の管轄下にある企業については、前会計年度の申告納税額に税務当局が設定した追加税額を加算した税額に基づき、また、前年に申告がない場合は、金額に対する異議の有無にかかわらず、自動的に再構成された税額に基づき、算出された3回の暫定税額を仮納付金のかたちで支払う。最初の2回はそれぞれ基礎となる税額の30%、3回目は20%となる。

この仮納付金は、それぞれ毎年8月1日、10月1日および12月1日までに自発的に支払われる。

- 年度末に、支払い済みの納付金および源泉徴収税が納税者に課せられるIBPから差し引かれる。年間に支払われた前払金が同年度のIBP額を上回る場合、納税者の要求に応じて、過払い分をその他の税の支払いに充てることができる。

II.1.1.5. 申告義務

2015年度財政法第14/027号第7条の規定に則り、会計年度の所得申告は、所得を得た年度の翌年度の遅くとも4月30日までに行わなければならない。

税務申告書は納税義務者により署名され、また、会計士または顧問により副署される。この申告書には確定されたIBPの支払いに加えて、当該企業の財務書類、固定資産再評価特別申告書が添付される。

2024年度財政法第23/056号第23条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号に、以下のとおり、第13条の2が追加された。

第13条の2：小企業は、会計法および財務情報に関する2017年1月26日付改正統一法に則り、最低会計制度に従い保管された貸借対照表、損益計算書、および付随する注記によりIBP申告書を裏付ける必要がある。

2024年度財政法第23/056号第28条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号に、以下のとおり、第93条の3が追加された。

第93条の3：国家公認会計士協会に登録された公認会計士が、企業の年次要約財務諸表を認証しなかった場合、以下の罰金が科される。

- 最初の違反に対し1億FC
- 2回目以降の違反の場合、2億FC

また、2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号第97条の5に則り、公認会計士による年次要約財務諸表の認証が、後に不正であることが判明し、過去の会計年度の経営結果および企業の財務・資産状況の真実かつ公正な見解と一致しない場合、次の罰金が科される。

- 大企業の財務諸表認証の場合、5,000万FC
- 中規模企業の財務諸表認証の場合、2,000万FC

2024年度財政法第23/056号第37条：

1969年2月10日付所得に対する予定納税に関する法令第69/009号第92条第1項および第2項が以下のように改正された。

第92条第1項：課税所得の全部または一部が利益または利潤で構成され、小規模企業税制の対象とならない自然人または法人は、業績が赤字または黒字であっても、課税額がこの金額を下回る可能性がある場合、申告売上高の1%に設定された最低税額を課される。最低税

額は月あたり12分の1、または納税者が1月以降に事業を開始した場合は、月の端数に対してのみ発生する。

第2項：年間を通じて売上高を生み出さない、事業を行う自然人または法人は、以下のとおり、IBPに対して一律税を支払う義務を負う。

- 大企業250万FC
- 中規模企業75万FC
- 小規模企業3万FC

II.1.2. 賃貸所得税（IRL）

II.1.2.1. 適用範囲

コンゴに所在する建物および土地の賃貸からの所得は課税の対象となる。自身または配偶者の住居に居住する被用者に支給される住宅手当は、賃貸所得とみなされる。

II.1.2.2. IRL の課税基礎および課税率

課税基礎は賃貸所得者が得る総収入である。

賃貸所得税（以下、「IRL」）の課税率は22 %に定められている。

特徴：支払われた賃貸料に対する源泉徴収

1983年2月23日法律第83/004号により、IRLに関して国庫への納付を目的とした賃貸料債務者（賃借人）による賃貸料からのIRL源泉徴収システムが制定された。

同措置は、公法人もしくは私法人、または、普通法に規定された利益に対する職業税が課される自然人である賃借人および転貸賃借人を対象としたものである。

源泉徴収額は総賃貸料の20%である。

支払われた賃貸料に対する20%の源泉徴収税の国庫への納付の際には、必ず申告書（明細書）を添付しなければならない。この納付は賃貸料支払後10日以内に行わなければならない。

賃貸対象である建物、土地、その他課税対象資産の数にかかわらず、賃貸料所得者である不動産所有者が明細書を作成しなければならない。

賃貸料からの源泉徴収またはその納付が行われなかった場合、徴収されるべき金額と同額の罰金が科される（税務手続き改正に関する2003年3月13日法律第004/2003号）。源泉徴収税の支払いの遅延には、月2%の延滞利息および25%の納付延滞金が科される。

II.1.2.3. IRL の支払い

IRLは、毎年、諸賃借人が行なった源泉徴収分を差し引いた上で、申告書提出時に支払われる。

II.1.2.4. 申告手続き

賃貸所得者は、毎年、遅くとも2月1日までに、前年度の所得を申告しなければならない。

II.1.3. 源泉徴収

II.1.3.1. 動産税 (以下、「IM」)

II.1.3.1.1. 適用範囲

この税は、以下の所得に適用される。

- コンゴに本社を有する企業により支払われた配当金、利息、利益持ち分または発起人持ち分を含む、株式または株式に類似する持ち分による所得。
- 利益、キャピタルゲインまたは以前会社資本に組み入れられていた準備金等含む範囲で、会社資本の全部または一部の払い戻し。
- コンゴ企業がコンゴに居住しない者から事業目的で借り入れた資本からの利息および所得
- コンゴ企業の取締役会メンバーに支給される賞与
- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国の株式による民事会社または商事会社により支払われた株式または持ち分による所得
- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国の株式によらない企業により支払われた匿名社員の持ち分による所得
- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国企業の取締役会メンバーに支給される賞与
- 支払われたロイヤルティーの純額

ロイヤルティーとは、以下の対価として支払われたあらゆる性質の報酬を意味する。

- 映画を含む文学、芸術、科学にかかわる作品の著作権の使用または使用権
- 特許、商標、意匠や雛型、処方、秘密の製法の使用または使用権
- 工業、商業、科学に関わる機器の使用または使用権
- 工業、商業、科学の分野において取得された経験に関する情報

II.1.3.1.2. 課税基礎

分配された所得の総額が基礎となる。ただし、

- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国の株式による民事会社または商事会社により支払われた株式または持ち分に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の40%が課税基礎となる。
- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国の株式によらない企業により支払われた匿名社員の持ち分による所得に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の50%が課税基礎となる。
- コンゴに常設または固定の事業所を有する外国企業の取締役会メンバーに支給される賞与に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の10%が課税基礎となる。
- ロイヤルティーに関しては、その純額が課税基礎となる。

純額とは、ロイヤルティーの総請求額からその取得または保持のためにその受益者が費した支出金または費用を差し引いたものである。この支出金または費用が確定していない場合、純額は税務当局によりロイヤルティーの総請求額の30%に定められている。

また、分配される所得の借方である者がIMを負担する場合、IMの課税基礎は分配される所得にIM自体を加算した額となる。

同所得を分配する企業がIMを支払う場合、IMは利益・利潤に対する税が課される所得からの控除可能な費用として認められない。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第60条および62条の規定に則り、動産税は以下に適用される。

- コンゴに本社および主たる管理施設を有する株式を持たない企業の社員および匿名社員の持ち分による所得。
- コンゴに常設または固定の事務所を有する株式を持たない外国の企業の社員および匿名社員の持ち分による所得。

動産税は、分配されたとみなされる所得、所得漏れまたは隠蔽に関連する加算分、および一般的に社員や株主の利益につながる可能性のあるすべての費用控除にかかる加算分にも適用される。

II.1.3.1.3. IM の課税率

課税率は20%である。ただし、鉱業会社の配当金については10%である。

II.1.3.1.4. 支払いおよび申告の方法

IMは、課税対象所得が支払われた時または支払いを受ける者にその自由処分が可能となった時に請求可能となる。

IMの課税対象である所得の借方である者には、所得が支払われた月または支払いを受ける者にその自由処分が可能となった月の翌月の15日までに、申告に基づき、税を源泉徴収し、納付する義務が課される。

外国企業が行う分配に対して同外国企業に課されるIMは、所得が得られた年度の翌年度の4月30日までに行われる対応する申告書提出の際に支払われる。

IMの申告および支払いがない場合は、25～100%の罰金および遅延が確認された月あたり2%の延滞利息が科せられる。

IMの課税対象となる外国企業（配当金に対してIM20%の課税対象となる支店）は、所得が得られた年度の翌年度の4月30日までに申告書を提出しなければならない。

II.1.3.2. 非居住者である役務提供者の利益・利潤に対する源泉徴収税

II.1.3.2.1. 課税基礎

この税は、コンゴに非居住の自然人または法人により提供されるあらゆる性質の役務に対する報酬として支払われる金銭に課される。税額は役務提供者が発行する請求書の総額に基づき計算され、役務提供者が納付する。**税率は14%である。**

II.1.3.2.2. 課税事由および納付期限

この税の課税事由は、コンゴに非居住の自然人または法人による役務または役務の一部の遂行である。この税は手付金または前払金の支払時より請求可能となる。

II.1.3.2.3. 申告と納付

確定した税は、役務提供を受けた者から請求額の支払いがなされた月の翌月の15日までに申告され、納付されなければならない。

II.1.4. 職業報酬税(以下、「IPR」)-自然人税

II.1.4.1. 適用範囲

請負契約によらずに第三者から報酬を得ている者の所得が課税対象となる。

II.1.4.2. 課税基礎

報酬には、特に、俸給、給与、公定報酬、実際にかかった経費の精算以外の手当、賞与、特別手当その他その性質のいかん、固定であるか変動であるかを問わず、あらゆる報酬、就業停止または雇用契約終了に伴い雇用者により支払われる金銭が含まれる。

駐在員に関しては、IPRの課税基礎はその派遣元の国で適用される当該駐在員の職階に対応する職種間共通最低保証賃金未満であってはならない。住宅費、交通費、医療費以外の現物支給分は報酬に組み入れられる（下記参照）。これらはその実際の価額で計算される。現物給付である食料品は、無償で与えられている場合には課税対象となる。

II.1.4.3. 課税基礎の免除/控除

以下はIPRの課税基礎に含まれない。

- 法定率を超えない限りにおいて、被用者に支給される家族手当
- 老齢、身体障害、死亡に関して支払われる年金および扶養定期金
- 以下を条件とした、住居、交通、医療費に関する手当または現物支給
 - ・ 住宅手当は課税対象給与の30%以下であること。
 - ・ 毎日の通勤手当は、その必要性和実際の乗車が証明されている限りにおいて、管理職はタクシー6回分、その他の被用者はバス6回分を上限に、現地で適用されているチケット代と同等であること。
 - ・ 医療費は過剰な金額ではないこと。

以下はIPR課税基礎から控除される。

- 公的年金金庫に対する実際の支払金、または、被用者の身分もしくは雇用契約に基づく雇用者による支援の下での終身年金、年金、健康保険、失業保険の形成のための義務的な支払金
- 納税義務者が本人および家族のために支出した医療費

II.1.4.4. 徴収方法

IPRは被雇用者の給与から雇用者により源泉徴収される。よってこれは被雇用者の負担である。

II.1.4.5. 課税率

IPRは課税区分ごとの累進税である。年次課税率一覧表を以下にあげる。

IPR 税率表				
区分	下限	上限	月ごとの税	課税率
	単位：FC	FC	FC	
1	-	1,944,000	58,320	3%
2	1,944,001	21,600,000	3,006,719.85	15%
3	21,600,001	43,200,000	9,486,719.55	30%
4	43,200,001	-	-	40%

FC=コンゴ・フラン

なお、課税額は課税対象所得の30%を上限とする。

事業分野や報酬として支払われた金銭の性質により、別の税率が適用される。

- 比例課税（10%）：定年退職手当に適用
- 比例課税（15%）：臨時労働者の給与に適用

扶養する子の人数により控除が適用されるが、大きな額ではない。

II.1.4.6. 申告義務

IPRの納税義務を負うすべての自然人または法人（雇用者）は、当該月の翌月の15日までに月次申告を行わなければならない。

公法または私法に基づき第三者から雇用契約に拘束されることなく報酬を受け取る個人は、前年度に雇用主から支払われた報酬に関連する職業報酬税の年次要約申告書を3月30日までに提出しなければならない。

2024年度財政法第23/056号第24条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号第18条が、以下のように修正、補足された。

報酬に対する職業税および駐在員の報酬に対する特例税の課税対象となる者は、毎年2月15日までに、前会計年度に支払われたすべての課税対象項目を記載した年次要約申告書を提出しなければならない。この申告により発生する追徴税額は、申告時に納付する必要がある。

上記に言及される申告書には、報酬を受けた者の個人納税申告書およびすべての個人納税申告書を要約した名目一覧表が添付される。これらの書類は州ごとにアルファベット順に分類される。また、個人納税申告書および名目一覧表は、税務当局が定めたモデルに準拠している。

これにより、年度最終月における月次申告は年次要約申請書とともに行うこととなる。つまり1月15日ではなく2月15日までが期日となり、最終月の個人納税申告書と名目一覧表は、年次要約申告書に添付する。

2024年度財政法第23/056号第29条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号第94条第1項が、以下のように改正された。

税額算出に使用されない申告書が提出されなかった場合は、以下の罰金が科される。

- 大企業は500万FC
- 中企業および非営利団体の場合は250万FC
- 小規模企業25万FC

2024年度財政法第23/056号第30条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号第97条の3が、以下のように修正、補足された。

税務調査を行う権利に対する抵抗に対しては100万FCの罰金が科される。2度目以降はその倍額となる。

限定的な管轄権を持つ司法警察官でもある税務官は、当該納税者の施設を一時的に閉鎖することができる。この場合、納税者が異議を申し立てた調査に応じるまで、施設を再開することはできない。

2024年度財政法第23/056号第31条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号に第94条の4が、以下のように補足された。

本法第49条に定める情報提供義務に従わない場合、当該情報が提供されるまで1日あたり100万FCの罰金が科される。

前項に規定する罰金は、情報を受領し、徴収通知により請求する責任を有する部署により設定される。

2024年度財政法第23/056号第33条：

2003年3月13日付税務手続改革に関する法律第004/2003号第105条第1項が、以下のように修正、補足された。

税務当局の決定は、異議を受領した日から3カ月以内に通知されなければならない。期限内に決定がなされなかった場合、その異議は却下されたものとみなされる。納税者は法的控訴を申し立てることができるが、裁判所の決定がでるまで税務当局がその異議の調査を継続することを妨げるものではない。

2024年度財政法第23/056号第35条：

1969年2月10日付所得に対する予定納税に関する法令第69/009号第84条第4項が以下のように改正された。

いかなる場合においても、上記第1項の規定に基づいて算出される個人職業税は、本法令第89条に規定される家族経費を控除した後、月額2,500FCを下回ることはできない。

2024年度財政法第23/056号第36条：

1969年2月10日付所得に対する予定納税に関する法令第69/009号第84条第2項が以下のように修正、補足された。

上記第84条第1項の規定を損なうことなく、国家公務員および公務員に支払われる恒久的および非恒久的な賞与、手当およびその他の給付には、3%の税率でIPRが課される。

政治機関および類似の団体の構成員に支払われる恒久的および非恒久的な賞与、手当およびその他の給付（そのリストは規則により決定される）には、15%の税率でIPRが課される。

II.1.5. 駐在員報酬特別税（以下、「IERE」）

この税は、雇用者が負担するもので、駐在員に支払われる報酬にのみ適用される。この税は、外国人の雇用を抑制にすることによる現地労働力の利用促進を目的とする。

・駐在員とは、コンゴ以外の国から派遣された労働者を意味する。

- ・現在のところ、近隣諸国からの労働者は駐在員とはみなされない。
- ・IEREの課税基礎は現地通貨建ておよび外貨建ての報酬から構成される。
- ・課税率は25%で、総額に課される（社会保障負担金と同一の算定基礎）。

申告義務はIPRと同一である。IEREはIBPの課税対象である利益から控除できない点に留意されたい。

2015年度財政法第14/027号第23条に則り、2000年9月9日デクレ・ロワ第119/2000号により制定された税務当局が知るところのいかなる職業活動も行わない駐在員を対象とする最低税は廃止される。

同政令（デクレ）は税務当局が知るところのいかなる職業活動も行わない駐在員を対象とする最低税を制定し、その四半期ごとの金額を6,000 米ドル、すなわち年額2万4,000 米ドルに定めていた。

2024年度財政法第23/056号第38条：

1969年2月10日付駐在員の報酬に対する例外的課税に関する法令第69/007号第4条が以下のように修正、補足された。

課税は報酬総額に基づく。いかなる場合も、この課税基礎は、報酬受給者の派遣元の国の職種間共通最低保証賃金未満であってはならない。

II.2. 対物課税

II.2.1. 車両税

車両税は、1台以上の車両を使用する自然人または法人を課税対象とする。この税はオートバイ、自動車、船、モーターボート、捕鯨船、平底船、その他の小型船（曳船）に適用される。

II.2.1.1. 課税率

この税の課税率は以下の事柄により異なる。

- ✓ 車両のパワー（馬力で表される）
- ✓ 用途（救急車、レッカー車、工作機械は税が免除される）
- ✓ 所有者の身分（国際機関や外国外交団メンバーが所有する車両は、互惠を条件に免除される。また、税額は車両が自然人に属するか、法人に属するかにより異なる。）

車両税納税義務者は、車両ごとに使用開始前に申告を行い、登録証明書の発行を受ける。
同証明書は税の支払いに使用される。

車両の譲渡または廃車は、その発生から30日以内に行政当局に届け出なければならない。

この税の課税率はコンゴの州により異なる。この税金が州税であるためである。車両税の課税率は以下のように定められている。

A. オートバイ 5 Ff

B. 商用車

- 2,500 Kg 未満：9 Ff
- 2,500 ～10,000 Kg：14 Ff
- 10,000 Kg 超：17 Ff

C. 乗用車

① 自然人所有車両

- 01～10 馬力：14 Ff
- 11～15 馬力：17 Ff
- 15 馬力超：21 Ff

② 法人所有車両

- 01～10 馬力：23 Ff
- 11～15 馬力：29 Ff
- 15 馬力以上：44 Ff

D. トラクター

事例に応じて、上記 B または C の課税率をもって課税される。

E. 専門的または副次的に旅客輸送を行う船およびモーターボート

1 馬力あたり 6 Ff

F. 商品輸送、曳航またはケッジングを専門に行う船およびモーターボート

1 馬力あたり 4Ff

G. 捕鯨船、平底船、その他の被牽引船舶

トン数証明に記された正味トン数 1 立法メートルあたり 9 Ff

H. プレジャーボートおよびプレジャーモーターボート

1 馬力あたり 17 Ff

注：1 税フラン（Ff）は 1 米ドルに等しい（1Ff = 1 米ドル）

II.2.2. 鉱山・炭化水素採掘権面積税

探鉱、採掘を問わず、石油採掘権または鉱業許可の所有者はすべて、鉱山・炭化水素採掘権面積税を支払わなければならない。

また、この支払いは、1月1日現在において所有する採掘権に関して2月1日までに行われる特別申告の対象である。

課税額は、以下の方法で算出される。

鉱物セクター

- ・初年度、1ヘクタールあたり0.0241 米ドル（探鉱）および 0.0481 米ドル（採掘）
- ・2年度、1ヘクタールあたり0.0361米ドル（探鉱）および 0.0722 米ドル（採掘）
- ・3年度、1ヘクタールあたり0.0421 米ドル（探鉱）および 0.0842 米ドル（採掘）
- ・4年度以降、1ヘクタールあたり0.0481 米ドル（探鉱）および 0.0963 米ドル（採掘）

炭化水素セクター

1ヘクタールあたり0.02 米ドル（探鉱）および0.04 米ドル（採掘）。これらの課税率は2年度に50%、3年度には75%、4年度以降は100%引き上げられる。

II.2.3. 不動産税（以下、「IF」）

II.2.3.1. 適用範囲

コンゴに所在する建物および土地がこの税の課税対象である。建物とは、ヴィラ、集合住宅およびその他の建築物を指す。納税義務者は課税年度の1月1日現在の建物の所有者（所有権保持者、占有者、長期賃借人、使用権保持者）である。

以下の者は、IFが免除される。

- ✓ 国家、州、都市、予算に基づく補助金以外の収入のない公施設法人
- ✓ 認可された宗教団体、科学団体、慈善団体
- ✓ 宗教的、科学的、慈善的性格の作品管理を目的とする法人格を有する非営利の民間協会
- ✓ 外国国家：大使館、領事館または外交官もしくは領事館員の住居等に関して（互惠性が条件）
- ✓ 特定の建物および土地は、特に所有者の身分に応じて、IFが免除される。

例えば、以下の資産は免税の対象となる。

- 所有者による使用が少なくとも80%に達することを条件として、農業製品または畜産製品の製造に使用される建物を含む、所有者により農業または畜産のみに充てられた資産
- いかなる営利活動も行わない所有者により以下に充てられた資産：協会礼拝式、教育、科学研究、病院、ホスピス、医院、診療所、その他の類似の慈善活動
- 法人格を有する商工会議所活動
- 住居、飲料提供または何らかの商業活動に充てられる建物を除く法人格を有する相互会社および職業団体（組合）の社会的活動

II.2.3.2. 課税率の決定

IFの課税率はコンゴの州により異なる。この税金が州税であるためである。課税率は資産の性質（ヴィラ、複数階の建物、集合住宅、建築物のない使用許可を有する土地等）および地区の等級により異なる。

参考：オー・カタンガ州で適用される不動産税は以下のとおりである。

- ヴィラ：1平方メートルあたり0.30～2 米ドル
- 集合住宅：1戸あたり30～150 米ドル

- 商用フロアおよびその他の商用建物：1物件あたり5～25 米ドル
- その他の住居用建物：5 ～20米ドル
- その他の構築物（格納庫、貯蔵施設またはタンク、倉庫、発信機または受信機、コンテナ、通信用アンテナ：25 ～200米ドル
- 建築物のない使用許可を有する土地：面積および等級に基づき区分ごとに適用される1平方メートルあたりの課税率。これは0.02 ～0.5米ドルである。

II.2.3.3. 申告義務

不動産税（IF）課税対象者は、毎年税務当局に対し、（2月1日までに）所有するすべての課税・非課税対象物を示した申告を行わなければならない。

この税は州に移譲されており、州徴税事務所を通じて領収されている。

II.3. 付加価値税（VAT）

2010年8月20日オールドナンス第10/001号により、売上税（ICA）に代わって、付加価値税（VAT）が導入され、2012年1月より施行された。

課税事業者である自然人の住居または法人の本社がコンゴの領土外にある場合も、コンゴ内で行われたすべての取引は付加価値税の対象となる。

II.3.1. 適用範囲

課税事業者が課税事業者として有償で行った経済活動に関わる取引は、付加価値税の対象となる。この取引とは以下のとおりである。

- ✓ 第三者への有形動産の引き渡し
- ✓ 第三者への役務の提供
- ✓ 自らへの資産の引き渡し
- ✓ 自らへの役務の提供
- ✓ 輸入

II.3.2. 課税基礎

課税基礎は、VAT自体を除く、助成金および取引に関連したあらゆる種類の費用、税金、賦課金、関税または徴収金を含む、取引の対価として受領したすべての金銭、有価証券、資産または役務から構成される。

以下が課税基礎に含まれる。

- ✓ 基本価格
- ✓ あらゆる種類の税金、徴収金
- ✓ 資産の引き渡しおよび役務提供の付帯費用
- ✓ 価格に追加される料金

II.3.3. 課税率

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 30 条に則り、付加価値税の課税率は以下のように定められている。

- ・ 標準税率：16%
軽減税率またはゼロ税率の対象取引を除くすべての課税取引に適用される。
- ・ 軽減税率：8%
国内航空交通における航空券の販売および以下の取引に適用される。

	税目番号	品目	税率
1	02.01(全項目)	牛の肉（生鮮または冷蔵のもの）（全ポジ）	8%
2	02.02(全項目)	牛の冷凍肉（全項目）	8%
3	02.03(全項目)	豚の肉（生鮮、冷蔵または冷凍のもの）（全項目）	8%
4	02.06（全項目）	牛、豚、羊、山羊、馬（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）の食用の内臓（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）	8%
5	02.07（全項目）	第01.05項の家禽類の肉および食用の内臓（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）	8%
6	0303.23.00	冷凍ティラピア	8%
7	0303.55.00	冷凍アジ	8%
8	0305.51.00	干し塩だら	8%
9	0305.52.00	ティラピア、ナマズ、コイ、ウナギ（乾燥および塩漬	8%

		けされたもの)	
10	0305.53.00	サイウオ科、アシナガダラ科、タラ科、ソコダラ科、カワリヒレダラ科、メルルーサ、チゴダラ科、ウナギダラ科の魚（乾燥および塩漬けされたもの）	8%
11	0305.54.00	ニシン、カタクチイワシ、イワシ、サルディネラ、スプラッツ、サバ、キングフィッシュ、アジ、ギンガメアジ、カスタニョール、乾燥および塩漬けされたもの）	8%
12	0305.59.00	その他の魚（乾燥および塩漬けされたもの）	8%
13	1006.20.00	白米（積荷米または玄米）	8%
14	1006.30.00	半精米または全精米（研磨またはつや出ししてあるもの）	8%
15	1006.40.00	碎米	8%
16	1701.91.00	固形のサトウキビまたはビート糖（香料または着色料を加えたもの）	8%
17	1701.99.00	固形のサトウキビまたはビート糖（その他のもの）	8%
18	1901.10.00	乳児および幼児向けの調整乳	8%
19	1901.90.90	その他の乳製品（第04.01項～第04.04項）で、カカオを含まないもの、またはカカオの含有量が完全脱脂ベースで重量5%未満のもの	8%
20	04.02（全項目）	牛乳およびクリーム（凝縮された、または砂糖またはその他の甘味料が添加されたもの）	8%
21	2201.90.10	その他の食卓用飲料水	8%
22	2501.00.10	ヨウ素添加塩	8%
23	3401.19.10	棒状、ケーキ状、成型した家庭用せっけん（トイレ用せっけんを除く）	8%
24	3605.00.00	マッチ（第36.04項の火工品を除く）	8%

・ゼロ税率

輸出および類似業務に適用される。

II.3.4. 納税義務者の義務

付加価値税は、製品の消費者または役務の受益者により負担される。課税対象取引を行う者が徴収、納付を行う。

すべての付加価値税課税事業者はその事業活動の開始前に、税務当局に課税事業者の届出をしなければならない。ただし、納税者が課税事業者条件を満たしている場合は、この届出により徴収義務が中断されるわけではない。

年度中に総売上高が同オールドナンス・ロワ第14条に規定された課税対象事業者下限額に達し、そのために付加価値税の納税義務者になったすべての自然人または法人は、下限額に達した月の翌月の15日までに税務当局に課税事業者の届出をしなければならない。

期限内に付加価値税控除申告書を提出しなかった場合、150万FCの罰金および控除額の10%の損失が科せられる。付加価値税申告がゼロの場合、50万FCの罰金が科される。

II.3.5. VAT の還付

- ある月のVAT控除額が支払うべき税額よりも多い場合、超過分は税額控除分となり、消滅するまで翌月以降の月の納付すべき税額から控除される。**税額控除分は課税事業者への還付の対象とはならず、譲渡もできない。**
- 輸出業者、大規模投資を行う企業、鉱業または石油関連のプロジェクトの研究または開発および建設の段階にある鉱業会社および石油会社ならびに活動停止状態にある企業は、税務当局への明示的請求により、動産や役務の取得にかかわるVAT税額控除分の還付を受けることができる（財政法第14/002号第14条）

大規模投資とは、事業活動に必要とされる、新規な状態で取得された少なくとも**10億FC**に相当する価値を有する有形固定資産を意味する。拡張や近代化にかかわる大規模投資を行う課税事業者は、取得後3カ月以内に、上記の固定資産に課されたVATの税額控除分の還付を請求することができる。

- 納税義務者が課税事業者の資格を喪失した場合、そのVAT税額控除分は、その者がその他の税として実際に支払うべき金額から控除される。残りの税額控除分は還付される。
- 還付請求されたVAT税額控除分は、翌月以降における申告で控除することはできない。

II.3.6. 控除の原則

課税対象である取引の上流で同取引の価格要素に課されたVATは、課税事業者の同取引に適用されるVATから控除することができる。

前項に記述された課税事業者は、取引に課される税額から、以下の購入または輸入の際に支払われたVATを控除することができる。

1. 課税対象である製品の構成に含まれる、または最終製品には含まれずに、製造工程で破棄される、もしくはその固有の性質を失う原材料、中間財、消費財
2. 課税対象である取引の枠内で転売される資産
3. 控除の権利を付与する取引の原価に含まれる役務
4. 投資または一般費用との名目の下に事業活動のために取得された動産、不動産および役務

課税事業者は、上記1、2、3、4に記載される資産および役務の自らへの引き渡し・提供に課されるVATを控除することができる。

資本財は、VAT控除分を差し引いた購入価格または原価が当該企業の会計帳簿に記帳された際に控除対象となる。

これらの資産の償却費は、利益に対する税金の課税基礎については、VAT控除額を差し引いた購入価格または原価を基に算出される。

控除の権利は、課税事業者が納税を行うべきときに発生する。この権利は納税を行うべき年度の翌年度の12月31日までに行使される。この期日を過ぎた場合、控除されていないVATは国庫により領収され、不服を申し立てることはできない。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 32 条：

この税金は、VAT 課税対象となる鉱業会社が公共施設および国が全株式資本を保有する公共会社に代わり、また、財務省が国の納入業者およびサービス提供者に代わり、請求書の支払い時に源泉徴収する。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 41 条：

税務当局が徴収する税金、関税、手数料、前払金の納税義務を負う自然人または法人は、免税事業者であるか否かを問わず、活動開始後 15 日以内に、当局の定めるモデルに従って納税者番号の申請書を提出し、その存在を明らかにする必要がある。

納税者番号は、納税者の所在地が証明された後、税務当局によって割り当てられる。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 44 条：

税務調査に関し、課税無効の罰則の下、実地調査は以下の期間を超えてはならない。

- 小企業の場合は3カ月
- 中企業の場合は6カ月
- 大企業の場合は9カ月

抜き打ち検査に関しては、実地調査期間は1カ月を超えることはできない。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号：

訴訟に関しては、キンシャサと各州に調停委員会が設置されており、税務調査における納税者と税務当局との紛争について勧告的意見を出している。この問題は、納税者から地方調停委員会に付託され、行政当局にも通知される。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 53 条および 59 条：

税務債務の支払いに関し、債務者が実際に支払うべき租税に関する税務債務を支払うことができない場合、債務者の財政状況を考慮し、所轄官庁長またはその代理人は、債務者が分割計画に従って債務と罰則金を支払うことを約束する見返りとして、手続きの一時停止を認めることができる。

罰則に関しては、困窮または困難のために国庫に実際に支払うべき租税に関する税務債務を返済することが不可能な場合、納税者は財務担当大臣に対し、納税者に正式に課された罰則の免除または軽減を申請することができる。

2024 年度財政法第 23/056 号第 22 条：

2010年8月20日付付加価値税の導入に関するオールドナンス・ロワ第10/001号第60条に、以下のように第4項が追加された。

申告書には、税務当局が定める取引明細を添付しなければならない。

II.4. その他の租税公課

II.4.1. 登記税/譲渡税

コンゴには、鉱業許可の譲渡の場合に適用される1%の登記税がある。一部の取引には譲渡税が課される。

株式会社(SA)の設立または増資の場合：増資の場合は増資分の金額の1%、または、SA設立の場合は資本金の金額の1%が比例税として支払われる。

・不動産の譲渡：

売却：資産の市場価格の 3%

出資：出資額の 3%

合併：合併に伴い提供される不動産の価額の 1.5%

不動産の譲渡においては、管轄の財産局により登記証書が発行される。譲渡税の課税基礎は申告された価額である。しかし、この価額が不当に低い場合は、財産局により課税基礎が定められる。

動産譲渡に課される登記税は不動産売却価格の3%である。

II.4.2. 各省のために徴収される税

コンゴにおいて、多くの税がさまざまな省庁のために徴収される。これらの税は、一般的に許可、承認、公的書類交付に関連するものである。課税率は共同省令により定められており、定期的に更新される。

以下に主なものをあげる。

	省	税金
コンゴにおける商業活動 実施許可	経済貿易省	外国人が過半数を所有する企業または外国企業の支社（年間1,000米ドル）を対象とする
外国人被用者用労働許可証 交付	労働社会福祉省	カテゴリーA（農産業、畜産業）：500米ドル カテゴリーB（建築、エネルギー、輸送、サービス）：700米ドル カテゴリーC（商業、銀行、金融機関）：1,000米ドル カテゴリーD（鉱物採掘）：2,800米ドル
進出税年次報酬税	環境省	企業が不衛生または有害な事業活動を行う際に発生する。金額は事業活動の性質およびその実施を可能とする要素により異なる。
登記（譲渡）比例税	国土省	販売、相続、寄付、出資の場合は不動産価値の 3%、合併、共有の場合は不動産価値の 1.5%

	省	税金
	国土省	米ドル/m ² で表された基礎額の0.6%
輸出入番号年次関税	経済貿易省	共通税: 1,000米ドル、 鉱業会社および下請企業: 2,000 米ドル
外国人滞在許可証(2 年)	内務省	第1カテゴリー: 250米ドル 第2カテゴリー: 200米ドル 第3カテゴリー: 50 米ドル
労働滞在ビザ (2 年)	内務省	653米ドル
	内務省	217米ドル
会社設立税	法務人権省	株式会社:資本金の1%、 有限会社、簡易株式会社等:なし
広告作品制作税	文化芸術省	150～300米ドル
建設会社認可	公共事業省	200～3,000米ドル

これらの税金の額は、課税当局、すなわち各省庁の管轄部署によって決定される。ただし、これらの税の徴収は公企業である非財政収入局（以下、「DGRAD」）が行う。これらの税の徴収にかかわる訴訟も DGRAD の管轄である。

税務調査の権限があるのは課税当局のみであるが、実務的には、DGRAD にもこの権利が付与されている。

- 非財政収入局（DGRAD）による情報提供、正当または明確な説明、および文書提出要求権の要請に対して20日以内に回答しなかった法人は、要請を受領した日から、遅延1日につき100米ドルの罰金支払いの対象となる。
- 鉱業権または採石権を有する法人で、義務付けられた定期報告書を規制期限内に提出しなかった場合は、遅延1日につき100米ドルの罰金が科される。
- 法定期限内に財務諸表または要約表を管轄当局に提出しなかった者は、遅延1日につき100米ドルの罰金が科される。
- 通常総会議事録、取締役会議事録、該当する場合は通常総会開催延期命令または配当金支払延期命令書を15日以内にDGRADに提出しなかった者は、遅延1日につき100米ドルの罰金が科される。
- 非財政収入に関し付与された免税措置の写しを付与後15日以内に提出しなかった者は、遅延1日につき100米ドルの罰金が科される。

- 管轄の税務署に申告書を提出した日から48時間以内に、課税基礎要素の申告書の写しをDGRADに提出しなかった者は、遅延1日につき100米ドルの罰金が科される。
- 自然人の場合、これらの罰則は遅延1日につき25米ドルに設定される。
- 虚偽の情報または書類を提供した場合、コンゴ・フランで、法人の場合は5,000～1万米ドル相当の、自然人の場合は500～1,000米ドルに相当する罰金が科される。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 100 条：

罰則金は、以下の者に科される。

- 会計法および財務報告に関する統一法第2条に該当する企業で、コンゴ常設会計評議会に法定期限内に財務諸表または要約表を提出しなかった者
- 国が株式を有する営利企業で、通常総会議事録、取締役会議事録、該当する場合は通常総会開催延期命令または配当金支払延期命令書を15日以内にDGRADに提出しなかった企業
- DGRADにより差し押さえられた、納税者が保有する資金または資産の状況を、要請を受けてから72 時間以内に書面にて通知しなかった第三者保有者

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 85 条：

申告漏れ、申告遅延、不完全または虚偽の申告があった場合は以下の罰則金の対象となる。

- 申告遅延または申告不備の場合、納付すべき税額の25%
- 申告漏れの場合、納付すべき税額の50%
- 虚偽申告の場合、納付すべき税額の75%
- 2回目以降は、納付すべき税額の100%

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 82 条：

2013 年 2 月 23 日付課税基礎、調査、非財政収入徴収手続きに関するオルドナンス・ロワ第 13/003 号第 94 条の 3 に、以下のように修正、補足された。

非財政収入を生み出す関税、租税および／または手数料の対象となる自然人または法人が、物理的な住所（本社、事業所、住居または居住地）を変更した場合、または活動を停止した場合は、その行為から15日以内にDGRADに報告しなければならない。

前項で規定された期限内にこの情報を提供しなかった場合、コンゴ・フランで、自然人は1,000米ドル、法人は1万米ドルに相当する罰金が科される。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 84 条：

2020年11月25日付電気通信および情報通信技術に関する法律第20/017号に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オールドナンス・ロワ第18/003号の付属書XXIIを以下の付属書XXIIに定める表に従って修正および補足する。

付属書XXII：同法律により改正および補足されたPTNTIC（郵便・電気通信・新情報通信技術省）部門における関税、租税および手数料の名称

N	関税、租税および手数料	課税事由
1	認証税 - 端末機器 - 無線通信設備	端末機器および無線設備の承認申請
2	ライセンス料 A. 電気通信ネットワークおよびサービス（電話、インターネット、ケーブルテレビ） B. ネットワークインフラストラクチャー ネットワーク（VSAT ネットワーク、マイクロ波ネットワーク、光ファイバーネットワーク）のインフラの構築、所有、運用 ネットワーク非運用者による受動的通信インフラの管理および共有活動	ライセンス申請
	C. サービスおよびアプリケーション（移動体仮想ネットワーク（MVNO）、インターネット（VNO、自社ネットワークを有しない）、音声通信（VoIP）、付加価値サービス、通信事業者など） D. ラジオ、テレビ放送局の設立または運営 E. 基本インフラネットワーク	
3	免許に連動した追加周波数の割り当て料（1MHZ あたり）	追加周波数申請
4	以下に係る認証税 A. 以下の所有、設置および運営 私設無線局（REP）、第 1 から第 8 カテゴリー 全カテゴリーの地上局または衛星端末 B. 電気通信機器の設置または製造企業 C. トランキング・ネットワークの所有、設置および運営 D. ローカル無線ループ（LLR）、ローカルケーブルループ（BLC）、インターネット端末の所有、設置および運営 E. スタートアップウェブサイト作成、アプリケーションの集約と統合、モバイルアプリケーション、コンテンツサービス F. 以下の所有、設置および運営 一時的、実験的、仮想ネットワーク マイクロ波リンク G. サポートサービスの販売	コンテンツを提供するウェブサイトおよびモバイルアプリケーションの所有、設置、運営、構築、販売、作成、集約、統合の認可申請
5	衛星容量転売認可料	転売認可申請
6	以下に係る申告に関する関税 一般に公開されているホテルや建物内でのオーディオ信号および/またはビデオ信号の配信	左記に係る申請

	一般公開または非公開な場所での遠隔監視およびビデオ監視システムの操作 独立した光ファイバーまたはその他のネットワーク PABX、IPABX、専用および非専用サーバーの所有および運営 電気通信機器および情報通信技術の設置 電気通信および情報通信技術ネットワークの設置 電気通信および情報通信技術機器の輸入、輸出、販売および修理 国内の港湾に停泊している、または国内の領海に停泊している外国の船舶またはボートに設置されている電気通信および情報通信技術機器 サイバーカフェおよびホットスポット コミュニティ・テレセンターおよびインターネット・エクスチェンジ・ポイント 付加価値サービス	
7	運営許可税 - プロフェッショナルなメールサービス - アマチュアメールサービス - 金融メッセージまたは資金送金	運営許可申請
8	電気通信事業免許または郵便事業免許の改定にかかる税	左記免許の改定申請
9	電気通信および情報通信技術免許の更新にかかる税	左記免許の更新申請
10	電気通信、情報通信技術および郵便サービスの免許の複製	複製の申請
	以下に係る年間手数料	
11	A. 電気通信（電話、インターネット、ケーブルテレビ）のネットワークおよびサービスライセンス a. 固定電話 ケーブル、光ファイバー：売上高 無線：売上 周波数 b. 携帯電話（2G、3G、4G、5G）： 売上 周波数 c. 地方における携帯電話 売上 周波数 d. テレセンター（コミュニティ電話） 売上 d. インターネット 売上 周波数 e. ケーブルテレビ（ケーブル、電波または衛星によるラジオおよびテレビ信号） 売上 周波数 B. ネットワークインフラライセンス 以下インフラの構築、所有および運用 VSAT ネットワーク マイクロ波ネットワーク	売上の発生および/または周波数の獲得

	光ファイバーネットワーク ネットワーク非運用者による受動的通信インフラの管理および共有活動 C. サービスおよびアプリケーション（移動体仮想ネットワーク（MVNO）、インターネット（VNO、自社ネットワークを有しない）、音声通信（VoIP）、付加価値サービス、通信事業者など） D. ラジオ、テレビ放送局の設立または運営ライセンス E. 基本インフラネットワーク 光ファイバーまたは衛星による伝送能力供給 地上局または国際中継センター その他	
12	以下に係る年間手数料 A. 以下の運営 私設無線局（REP） 全カテゴリーの地上局または衛星端末 B. 電気通信機器の設置または製造 C. 衛星容量の転売 D. トランキング・ネットワークの運用 E. 民間企業により一般に公開された空間におけるローカル無線ループ（LLR）、ローカルケーブルループ（BLC）、インターネット端末の運営 F. ウェブサイト制作、アプリケーションの集約と統合、モバイルアプリケーション、コンテンツサービス G. 一時的、実験的、仮想ネットワーク	運営、マイクロ波リンク取得、またはサービスサポートの販売
	マイクロ波リンク H. サポートサービスの販売（オペレーターおよび一般に公開されている施設による）	
13	以下に係る年間手数料 一般に公開されているホテルや建物内でのオーディオ信号および/またはビデオ信号の配信 一般公開または非公開な場所での遠隔監視およびビデオ監視システムの操作 独立した光ファイバーまたはその他のネットワーク PABX、IPABX、専用および非専用サーバーの所有および運営 サイバーカフェ ホットスポット コミュニティ・テレセンターおよびインターネット・エクスチェンジ・ポイント 付加価値サービス 電気通信機器および情報通信技術の設置業者 電気通信および情報通信技術ネットワークの設置業者 電気通信および情報通信技術機器の販売業者 電気通信および情報通信技術機器の修理業者	配信または運営
14	以下の運営に係る年間手数料 - プロフェッショナルなメールサービス - アマチュアメールサービス - 金融メッセージまたは資金送金	サービスの運営または売上高の発生

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第86条および第87条：

既に監査が行われた会計年度に関して、同じ課税事象に対し再度監査を実施することはできない。ただし、不正行為があった場合、クロスチェックの場合、報告された事実の真偽を確認するために行われる調査の場合、監査が課税年度よりも短い期間の関税、租税、手数料に関するものである場合、または、課税対象者が課される関税、租税、手数料が一つのカテゴリーに限定されていた場合には、この規定は適用されない。

非財政収入に影響を及ぼす不正の存在が明らかになった、または発見された場合、DGRADは、既に終了した課税年度に関して監査権または督促権を行使することができる。この場合、不正行為が発覚または発見された日から1年間、納付すべき関税を通知する期間を有する。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号：

公開有限会社は、株式企業が設立または資本が増資された際に株式金額が実際に払い込まれた時点で、比例関税の課税対象となる。

II.4.3. 地方自治体（州、都市、市町村）のために徴収される税および課徴金

法律第08/012号により、州の自由行政、州の権限、財源に関する基本原則が明確にされている。コンゴは26州から構成されており、キンシャサは単独で一つの州となっている。

州の財源は以下から構成されている。

- ・ 特定の税（IRL、IF、車両税）
- ・ 中央政府からの分配金
- ・ 特定の税、課徴金および行政収入。行政収入に関しては、以下の様なさまざまな分野に関連したものが存在する。

例：

	管轄	課税率
汚染性事業活動税	州（環境）	実施される活動による
特別道路通行税	州（財政）	キンシャサの公共道路網の通行を許可された自動車の所有者に課される税。本税は年税であり、自然人が所有する乗用車で11～17米ドル、法人が所有する乗用車で17～42米ドルである。

	管轄	課税率
汚染性事業活動税	州（環境）	実施される活動による
鉱山採掘権面積税	州（鉱業）	年により1ヘクタールあたり0.04～0.08米ドル
公共照明税	州（エネルギー）	電力公社（SNEL）請求書（税抜金額）の1%
石油製品貯蔵税	州（炭化水素）	
広告表示許可税	州（文化芸術）	例：道路掲示板：1.5米ドル/月 ネオン看板：サイズにより 25～35 米ドル/月
年次事業税	市町村（税）	事業活動による：銀行: 500米ドル 石油会社: 500 米ドル（スタンドあたり）
事業活動開始税	市町村（報酬税）	事業活動による：銀行：500米ドルビール 醸造企業：500米ドル 石油会社: 500 米ドル（1 スタンドあたり）

2024年度財政法第23/056号第41条：

2018年3月9日付法律第18/001号により修正・補足された鉱業法に関する2002年7月11日付法律第007/2002号第108条の3、第220条の2、第285条の9、第309条の2の規定に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オールドナンス・ロワ第18/003号（現在までに修正および補足されたもの）の鉱業に関する付属書XXIIIに以下が補足された。

	課税事象	課税事由
21	地質調査事務所に対する保証金	地質調査事務所の運営
22	全カテゴリーの加工場および切断工場に対する保証金	処理工場の運営
23	地質調査事務所の認可のための保証金	認可申請
24	認可された窓口からの年間購入者リストの写しの入手手数料	鉱物性原料の購入および販売
25	国外における鉱物性原料の例外的取扱いの認可税	例外的取扱いの許可申請
26	稀に発見される希少鉱物性原料の販売許可税	販売許可申請
27	地質調査事務所に対する年間前払金	地質調査事務所の運営
28	鉱業協同組合の有効性の維持に対する年間前払金	鉱業協同組合の所有
29	輸出収入の法定割合の本国送金の不履行または遅延に対する罰金	送金の不履行または遅延

2024年度財政法第23/056号第42条：

2023年3月13日付デジタル法に関するオールドナンス・ロワ第23/010号に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オールドナンス・ロワ第18/003号のデジタル省に関する付属書XXXIIに以下が補足された。

	課税事象	課税事由
01	デジタルサービス提供の認可税	許可申請
02	デジタルサービスの運営と提供に関する認可証明書申請に係る税	デジタルサービスの運営と提供の申請
03	公的機関へのデジタルサービス提供に対する認可税	認可申請
04	サイバーセキュリティおよび IT システムセキュリティ企業の売上に係るロイヤリティー	運営

2024年度財政法第23/056号第43条：

2022年9月8日付起業家およびスタートアップ、手工業職人の促進に関するオールドナンス・ロワ第22/031号に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オールドナンス・ロワ第18/003号の起業・中小企業・工業省に関する付属書XXXIIIに以下が補足された。

	課税事象	課税事由
01	下請けおよび／または公的契約の対象となる中小企業およびスタートアップ、下請けおよび／または公的契約の対象となる手工業、中小企業およびスタートアップの専門組織の登録にかかる税	登録申請
02	民間中小企業、スタートアップ、手工業の設立と監督を支援する民間団体の認可にかかる税	認可申請
03	起業家・クラフトカード発行税	カードの申請
04	起業認証税	認証決定
05	起業家教育プログラムおよび／またはモジュールの承認料	認証申請
06	手工芸品の認証税	認証申請
07	外国多国籍企業とコンゴ民の中小企業およびスタートアップとのフランチャイズ契約締結および開発にかかる手数料	フランチャイズ契約の締結および維持

2024年度財政法第23/056号第44条：

2015年3月17日付保険法に関する法律第15/005号に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オールドナンス・ロワ第18/003号（現在までに修正および補足されたもの）の財政に関する付属文書段落Vに、以下が補足された。

	課税事象	課税事由
06	保険に関する罰金または罰則金の割合	保険に関する法律違反

2024年度財政法第23/056号第45条：

2016年7月15日付コンゴにおける公証人の職業の設立、組織および機能に関する法律第16/012号に則り、中央政府の関税、租税および手数料の名称を定める2018年3月13日付オルドナンス・ロワ第18/003号（現在までに修正および補足されたもの）の法務省に関する付属書VIIIに以下が補足された。

	課税事象	課税事由
	RDC における公証の業務実施に対する財政保証	登録の申請

2024年度財政法第23/056号第47条：

カテゴリー1a に分類される既存施設の事業者は、年間報酬税および汚染税に関連する課税項目申告書とその変更書を、当会計年度の遅くとも 3 月 31 日までに環境省関連管轄部署に提出する必要がある。

上記の運営許可に関連する年間報酬税は遅くとも 6 月 15 日までに、汚染税は 7 月 15 日までに納付しなければならない。これらの期限を過ぎると、会計年度中に不払いが指摘された場合には税額の 50～100%、会計年度が完全に終了した場合には 100～200%の課徴金が適用される。

2024年度財政法第23/056号第48条：

環境部門に分類された施設の運営許可を取得するには、年間報酬税と事業所税を事前に納付する必要がある。

不可抗力の場合を除き、事業者の譲渡、社名または商号の変更、形態の変更、または、旧運営許可証に明記された場所以外への分類施設の移転があった場合は、新たな運営許可証を取得しなければならない。

2024年度財政法第23/056号第49条：

2013 年 2 月 23 日付オルドナンス・ロワ第 13/003 号（現在までに修正および補足されたもの）の第 1 条の 1 の d 項に以下が追加され、遅延 1 日につき 100 米ドルの罰金が科される。

- DGRAD による情報提供、正当または明確な説明、および文書提出要求権の要請に対して 20 日以内に回答しなかった者
- 非財政収入に関し付与された免税措置の写しを付与後 15 日以内に提出しなかった者
- 管轄関連税務署に申告書を提出した日から 48 時間以内に、課税項目の申告書の写しを DGRAD に提出しなかった者および／または電子通信をしなかった者
- 鉱業権または採石権の保有者で、義務付けられた定期報告書を規定期限内に提出しなかった者

III. 税務調査 - 税務訴訟

税務に関する訴訟は、（税務訴訟手続き改正に関する）2003年3月13日法律第004/2003号により規定されている。

III.1. 税務当局の督促の権利

税務当局は、当年度および過去4年度に関して納税者が支払うべき税金または追徴金の督促を行う権利を有する。

税務当局は、以下の場合を除き、既に調査が実施された年度の同じ税に対して、新たな調査を行うことはできない。

- ・ 裁判所の決定により認められた手続きの中で不正行為が明らかになった場合
- ・ 税務当局に告発された事実の信憑性の確認を目的として調査が行われた場合
- ・ 当初の税務調査が1会計年度未満の期間についての税に関するものであった、または、一つの取引グループに限定されていた場合

III.2. 税務当局の文書提出要求権

税務当局は、公的または民間の自然人または法人に、納税者が支払うべき税の確定のために必要な文書や書類を提出させる権利を有する。

2023年12月10日付財政法第23/056号第50条：

銀行は、商業を行っている自然人または法人が開設した口座について、口座開設の翌月の10日以内に、口座保有者の完全な身元、住所、連絡先番号およびこれらのその後の変更を税務当局に通知することが義務付けられている。

III.3. 税務調査手続き

すべての納税者は、税務当局による立ち入り調査の対象となりうる。当該納税者は少なくとも調査開始の8日前には調査通知書によりその通知を受ける。

調査業務は以下の要領で実施される。

- ・ 提示された帳簿と特定の事実上のデータとのつけ合せ
- ・ 申告内容と資産・財務状況との整合性の調査

税務当局は、特定の場合においては、抜き打ち検査を行うことができる。調査通知書には、調査にかかわる税の性質、期間、納税者が自身の選択した顧問による支援を受ける権利が記載されなければならない。

納税者は以下の要領で調査の開始日延期を要求することができる。

- ・ 書面により
- ・ 延期の理由を明示した上で
- ・ 通知書受領後48時間以内に
- ・ 15日間を限度として

税務当局は、過小評価、誤り、記入漏れが確認され、税額算定要素を修正する必要があると判断した場合、修正理由を提示して更生決定を知らせる。立証責任は税務当局にある。

調査終了後、税務当局は更生通知を送付する。納税者はこの通知に対して、20日以内に意見を表明することができる。

納税者の所見および意見に基づき、税務当局は、通知した更生の全部または一部を取り消す場合、訂正通知を送付する。

税務当局が当初の更生決定を維持する場合には、「納税者の所見に対する回答」により更生を確定する。

更生により追徴金が発生する場合、税務当局は徴収通知を送付する。

III.3.1. 職権課税

以下の場合に、税務当局は職権による課税手続きを取ることができる。

- ・ 未申告
- ・ 帳簿の欠如
- ・ 法定期限内における要求された証憑、情報、回答の未提出
- ・ 税務当局が不正規とみなした帳簿の廃棄
- ・ 税務調査への抵抗

このような場合、税務当局は、保有する情報に基づき、請求すべき税額の算定の基礎を推定する。

税務当局は職権課税通知の送付により納税者担税者にその旨を知らせる。同通知には、納税者が税務当局に対して異議を申し立てる権利を有する旨記載しなければならない。

職権課税の手続きにおいては、

- ・ 納税者には20日以内に所見を提出する権利はない。
- ・ 立証責任は納税者にある。
- ・ いかなる請求額支払いの猶予も納税者には認められない。

III.3.2. 訴訟

「双方の意見」の提示後、すべての納税者は、所轄税務当局の責任者に対して、課された追徴金についての異議を申し立てる権利を有する。

異議申し立て受理の条件は以下のとおりである。

- ・ 理由が明記されている。
- ・ 徴収通知の受領から6カ月以内に提出されなければならない。

税務当局の決定は、異議申し立て受理日から6カ月以内に下されなければならない。期日内に決定が下されない場合、申し立ては棄却されたとみなされる。

申し立ての全部または一部の棄却のあらゆる決定は控訴院に上訴することができるが、これは棄却決定または回答期限経過日（暗黙の棄却の場合）から6カ月以内に行わなければならない。

ただし、回答期限経過後でも、税務局長は重大な誤謬や重複に起因する超過課税分の減免は職権をもって付与することができる。

2018年度財政法第17/014号第24条：

控訴院の判決は破棄院に上訴することができる。申し立てが追徴課税に関する場合、納税者は同追徴金および付随する罰金の徴収延期を請求することができる。この延期の承認は申し立て対象である追徴額の10%の支払いが条件である。

III.3.3. 適用される追徴金

追徴金には以下のものがある。

- 法的期限内における未申告、不正確・不完全な申告、虚偽の申告に科される課税基礎追徴金
- 租税公課の納付遅延に科される徴収追徴金
- 納税者、法的納税義務者または第三者が支払うべき税の国庫による領収を妨害するような、納税者、納税義務者またはその他の者の経理・税務手続きの不遵守および悪質な行為に科される罰金
- 税務当局の文書提出要求権に基づく情報提供の要請に対して期限内に回答しない、受領書付書留または受領書引換えの手交による書状により督促を受けている者に科される罰金
- 支払うべき税の確定または全額支払いを不正に回避または第三者に回避させる目的で行動を起こすという意図に基づくことが明らかな税務上の違法行為に科される刑事罰

2018年度財政法第18/025号第29条：

特定の追徴金・罰金の率が下方修正されている。例えば、徴収追徴金は、金融市場での慣習を考慮して、延滞 1 カ月あたり 4%から 2%に引き下げられ、期限内の未申告に対する追徴金も半額（50%から 25%へ）に引き下げられた。ただし、これは未申告の納税者が督促後に状況を適正化した場合に限られる。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号56条：

税額算出に使用されない申告書が提出されなかった場合は、法人は50万FC、自然人は25万FCの罰金が科される。

税額算出に使用されないとみなされる申告は以下のとおりである。

- 第三者へ支払った額の四半期明細書
- 本法第2条に規定される申告。すなわち、身元、経営者、物理的または電子的な住所、電話番号、または課税対象品目や業務に関するすべての変更に関する申告

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第54条：

税務局長は、納税を完了していない納税者、または調査任務中に不正行為が証明された納税者の出国を防止するため、国家安全局に照会することができる。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第57条：

明らかに不正の意図を持って行われた脱税者とその共犯者は、以下の罰則の対象となる。

- 1) 初犯の場合、脱税額または期限内に納付しなかった税額に相当する罰金
- 2) 2回目以降の違反に対しては、脱税額または期限内に納付されなかった税額の2倍に相当する罰金

不正の意図とは、自分自身または第三者が、納付すべき税金の全部または一部の確定または納付を免れる目的で行動を起こすことである。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第58条：

前条で言及された税法違反は以下のとおりである。

- 故意の納税申告漏れ
- 故意の課税対象額の隠蔽
- 故意の会計帳簿への虚偽または不正確な記載
- 納税の拒否または遅延を目的とした公衆への扇動
- 税務当局の行為への抵抗
- 徴税を妨げることを目的とした破産およびその他の工作
- 納税者が法的責任を負う税金の未納付

IV. 労働法

コンゴの労働法は、労働法典に関する2002年10月16日法律第015/2002号により規定されている。労働法典では200以上の適用法文（省令）の採択を定めている。しかし、現在までに採択、公布されているのは僅か30に過ぎない。

そのため、多くの労働法典の規定は実体がないままになっており、雇用者は事例に応じて労働を管轄する行政機関の方針に従うか、旧労働法典の適用法文に拠らなければならない。

2005年12月、さまざまな労働組合および雇用者組合（コンゴ企業連盟（FEC）を含む）により全国職業共通労働協約が採択された。さまざまな企業が業界別に集合し、独自の労働協約を締結している。

IV.1.さまざまな雇用契約形態

労働法典第39条以下の条文に則り、被用者は以下の形態をもって雇用することができる。

・日雇い

この形態においては、書面をもつての労働契約を締結する必要はない。しかし、被用者が連続した2カ月の間に同一の雇用者のために22日間就労した場合、（2カ月の期間の終了前の）当該被用者の新たな雇用契約は無期雇用契約として締結されたとみなされる。

・有期雇用契約

有期雇用契約は以下のいずれかの条件の下でのみ締結することができる。

- 一定の期間のための労働
- 特定の作業の遂行のための労働
- 一時的に就労不能である被用者の代理としての労働

有期雇用契約の期間は2年間に制限される。季節労働、明確に規定された作業および労働省省令により決定されたその他の仕事を除き、更新は一度のみ可能である。

・無期雇用契約

無期雇用契約は、企業内の常設ポストで働くために雇用された被用者との間で締結される。いかなる契約にも、現場作業員には1カ月、その他の被用者には6カ月の試用期間条項を加えることができる。

IV.2. 総賃金

総賃金は被用者と雇用者が自由に締結した契約により決定される。ただし、雇用者は2018年5月22日政令第18/017号により定められた法定最低賃金を適用しなければならない。

参考として記しておく、2019年1月以降、1日あたりの法定最低賃金は被用者の等級（未熟練被用者から管理職まで）に応じて7,075～7万750FCとなっている。

給与は日、週、月の単位で、当該労働期間最終日から6日以内に支払うことができる。

昇給については、一般的に（慣習に従い）年単位で行われ、被用者と雇用者との間における交渉に基づく。

旧労働法規および旧全国労働協約では、最低5%の年次昇給を規定していた。しかし、現在では年次昇給は3%と定められている。

IV.2.1. 総賃金の構成要素

労働法典第7条h項によれば、総賃金とは、雇用契約に基づき雇用者から労働者に支払われるべき、現金で算定可能な、合意または法規の規定により定められたすべての収入を合わせたものである。

総賃金には以下が含まれる。

➤ **基本給**：被用者の総賃金の本体であり、その契約に規定された労働時間に応じて被用者に毎月支払われる。

- ・ 歩合
- ・ 生活支援手当
- ・ 手当：さまざまな形態を取るが、その大部分は、成果を獲得し、生産を増大し、より高い品質を維持したいとの雇用者の考えから支給される。

手当には以下が含まれる。

- ・ 能率手当
- ・ 被用者の忠誠心に報いるための勤続手当

➤ **賞与（13カ月目給与）**：支給が任意のものと義務のものがある。

- ・ 雇用者が自由に支給の有無と金額を決めることができる場合は任意のものである。
- ・ 雇用契約、労働協約に支給が規定されている、または慣例により支給される場合は、義務のものである。これは給与の一部をなす。

IV.2.2. 「義務的」手当・給付金

雇用者は以下の手当・給付金を被用者に支給/支払わなければならない。

- ・ 通勤手当、居住地から勤務地までの交通費。

ただし、居住地から勤務地までの距離が3km以上であることを条件とする。

- 住居または住宅手当

労働法典第138条には、雇用契約の履行のために転勤または転居を余儀なくされたすべての被用者には住居を与えるか、これがない場合は対応する手当が支給されなければならないと規定されている。その他の被用者には、住宅手当が支給される。

実際には、現地被用者には住宅手当が支給され、駐在員には雇用者が住居（現物支給）を提供する。

- 被用者およびその家族の診察料、医薬品購入、外科費用を含む医療の無償提供

実際には、雇用者は医療施設と契約を交わし、被用者の健康に関するすべての問題を任せている。

この手当・給付金は以下の三つの特徴を有さなければならない。

- 一貫性
- 不変性（同じ方法で支給される）
- 普遍性（すべての従業員に支給される）

- 法定家族手当（扶養家族1人につきSMIG（最低賃金）の10%に相当）

雇用者は毎月CNSS（全国社会保障金庫）に社会保険料を支払っているため、補足年金基金を設立する必要がなく、また、労働災害の際の補償金の支払いに備える必要もない。ただし、全国労働協約では、雇用者が以下の義務を負うと規定されている。

- 社会保障金庫の設立
- 定年退職者への特別手当の支給（全国労働協約はその方法は規定していない）

IV.3. 外国人労働者の雇用

コンゴで働くことを企図する外国人（駐在員）は、以下の手続きをふまなければならない。

- コンゴ人の雇用者との現地雇用契約の締結。
- 労働省からの労働許可証の取得。労働許可証は、駐在員の取得資格、経験、および、雇用者が同じレベルの知識と経験を有する者を見つけられないとの事実に基づく、全国外国人雇用委員会（CNEE）による申請審査後に交付される。労働許可証は2年間有効で、更新可能である。

- 国の移民局からの企業ビザの取得。雇用者は、労働許可が取得され次第、被用者のためにビザを申請することができる。同ビザの有効期限は2年である。対応する労働許可が更新されれば、このビザも更新することができる。
- 出入国ビザの取得（有効期間は7カ月）。
- コンゴでの滞在が2年を超える場合は、内務省に滞在許可証を申請する。

なお、コンゴでは、外国人に禁止されている職（よってコンゴ人のみが就くことができる）のリストが作成されている。

例えば、以下の職が外国人に禁止されている。

- ・ 総務部長
- ・ 人事部長
- ・ 営業部長
- ・ 会計士
- ・ 法務顧問

IV.4. 労働条件

IV.4.1. 労働時間

労働法典第119条により、週労働時間は45時間、すなわち1日9時間に定められている。また、同121条は、被用者は連続した7日間の期間ごとに、連続した48時間の休日（5日間勤務/2日間休日）を取ることができるとしている。

労働法典はこの2日間の休日を土曜と日曜日に定めているが、省令によるこの規定の適用除外措置の導入または柔軟化の可能性は示されている。ただし、現在までのところそのような省令は公布されていない。

IV.4.2. 超過勤務

週労働時間を超える労働時間は超過勤務とみなされる。省令により超過勤務手当の支払い方法を定めなければならないが、現在までのところ発表されていない。

その結果、実際には、雇用者はこの問題に関して、旧労働法典または自社規則に基づいた規定を適用している。ただし、全国労働協約は、超過勤務手当は以下の要領で支払われなければならないとしている。

- ・最初の2時間：130%
- ・これ以降の超過勤務：160%
- ・休日、祝日：200%

IV.4.3. 休暇

雇用者は労働者に対して年次休暇を付与しなければならない。年次休暇の権利は12カ月間の就労後に取得される。労働法典によれば、就労1カ月ごとに1日の休暇が付与される。ただし、全国労働協約には、労働1カ月ごとに1.5日の休暇が取得されると規定されている。また、勤続5年ごとに1日の休暇が追加される。労働者は休暇取得中、通常の給与と同額の手当を受ける権利を有する。

一部の企業は、休暇手当とは別に「休暇一時金」を被用者に支給している。

労働者は、以下の慶弔休暇を取得する権利を有する（全国労働協約）。慶弔休暇の日数は、年に18営業日に制限されている。

- ・ 労働者自身の結婚：3営業日
- ・ 子の誕生：2営業日
- ・ 配偶者または一親等の親の死亡：6営業日
- ・ 二親等の親族の死亡：2営業日
- ・ 子の結婚：1営業日

疾病休暇

被用者が病気または事故により就労が不可能である場合、被用者は疾病休暇中、給与の3分の2の支給を受ける権利を有する。

業務遂行に起因する病気または事故（職業病、労働災害）の場合、被用者は最大6カ月間、給与の3分の2の支給を受ける権利を有する。加えて、雇用者には医療費を負担する義務がある。

IV.4.4. 企業内組合代表

従業員10人以上の事業所は、組合代表の設置を義務付けられている。ただし、同一都市内に従業員10人未満の事業所が複数ある場合、その都市における労働者全員の人数が考慮され、これらの被用者は最も人数の多い事業所に所属するものとする。

IV.5. 雇用契約の解除

IV.5.1. 手続き

労働法典の第61条に則り、すべての雇用契約は雇用者または被用者の発意により解除することができる。ただし、無期雇用契約については、以下の場合においてのみ、雇用者が解除することができる。

「当該労働者の能力、職場における職務遂行の際の振舞いに関連した正当な理由または企業の運営上の必要性に基づく正当な理由による解除」

有期雇用契約の期間は、単身赴任者または扶養義務を有する子供と別居する死別または離婚した被用者については、1年間に制限される。

雇用者または被用者の決定は書面をもって通知しなければならない。雇用契約終了時に、雇用者は被用者に以下を発行しなければならない。

- 最終支払完了証明書
- 業務終了証明書

IV.5.2. 予告期間の遵守

雇用契約を解除する場合、重大な非行の場合を除き、予告期間を遵守しなければならない。

2005年10月26日省令第12/CAB.MIN/TPS/117/2005号に則り、予告期間は以下のように規定されている。

- 被用者（カテゴリーI～V）：14営業日を基本として、これに勤続満1年ごとに7営業日が加算される。
- 職長：1カ月を基本として、これに勤続満1年ごとに営業日9日が加算される。
- 管理職：3カ月を基本として、これに勤続満1年ごとに16営業日が加算される。

これに対して、被用者の発意による解除の場合は、予告期間はこの半分となる。

雇用者の要請により、上記の予告を行わずに雇用契約が解除された場合、雇用者は被用者に予告期間に支払われたであろう給与に相当する補償金を支払わなければならない。

試用期間中の（正当な理由による）契約解除の場合、予告期間は解除通知翌日から開始する3営業日となる。

IV.5.3 雇用契約の不当解除に対する罰則

有期雇用契約が期限前に不当に解除された場合、被用者は当該契約が終了するまでに支払われたであろう給与に相当する損害賠償金を受領する権利を有する。無期雇用契約が不当解除された場合、労働法典第63条に則り、以下の権利が発生する。

- 当該被用者の職場復帰
- これがなされない場合は、損害賠償金の支払いを受ける。
 - －この損害賠償金の金額は、裁判所が決定する。
 - －その上限額は当該被用者の最終給与の36倍である。

V. コンゴの社会保障制度

V.1. 概要

2016年7月15日法律第16/009号が一般社会保障制度に関する規則を定めている。これにより一般社会保障制度は全国社会保障金庫（以下、「CNSS」）により管理されている。

すべての雇用者は、労働者を雇用する各州において、1人または数人の労働者の雇用後8日以内に、管轄のCNSS州局への加入を申請しなければならない。加入申請書は雇用者がCNSSの定める雛形に従った用紙を使用して作成する。CNSS本部は、加入申請書受理後、会員番号を記入した証明書を雇用者に発行する。この番号はCNSS宛のすべての通信文および書類に記入されなければならない。また、CNSSは、社会保障に関する法律に従い、社会保障制度への加入が義務付けられたすべての労働者を登録する。

CNSSは各労働者に対して、会員番号が記載された登録カードを発行する。この番号は同一の労働者に対して一度しか発行されない。従って、雇用者は、労働者の雇用の際に、この登録カードの提示を要求しなければならない。

労働者が未登録であることが判明した場合、雇用者は、CNSSにより定められた雛形に従い、労働者の登録申請書を作成しなければならない。

V.2. 社会保障給付金の 3 部門

一般社会保障制度は以下の3給付部門で構成されている。

- 年金部門
- 職業リスク部門
- 家族給付部門

V.2.1 年金部門

この部門はCNSSが支払うすべての年金を統括している。

V.2.1.1. 退職年金および老齢給付金

V.2.1.1.1. 受給要件

退職年金受給権は、以下の条件を満たす被保険者が60歳になったとき発生する。

- 全国社会保障金庫に180カ月つまり15年間にわたり社会保険料を支払った。
- 被用者としての一切の活動を停止した。

V.2.1.1.2 退職年金額

退職年金の金額は、平均年間給与に退職年金率50%を掛けたものを元に算出される。また、基準資格期間も考慮しなければならない。

計算式は以下のとおりである。

平均年間給与×退職年金率×（一般社会保障制度の保険資格期間/満額受給の基準期間）

V.2.1.1.3. 退職年金受給に必要な書類

退職年金の受給のために要求される書類は、以下のとおりである。

- CNSS 社会保障制度の会員証
- 当該労働者の定年退職の際に会社が発行したすべての正式の書類

V.2.1.2. 障害年金

障害年金は法定年金受給年齢前に障害を負った労働者に与えられる。

V.2.1.3. 遺族年金および遺族給付金

年金部門における社会保障保険の保険料率は10%であり、その内訳は以下のとおりである。

- 被用者負担分5%
- 雇用者負担分5%

V.2.2. 職業リスク部門

職業リスク部門の保険料率は1.5%であり、雇用者のみがこれを負担する。以下が職業リスクとみなされる。

- 労働災害
- 職業病

V.2.3. 家族給付部門

家族給付部門の保険料率は6.5%であり、雇用者のみがこれを負担する。これには以下が含まれる。

- 産前手当：産前手当の総額は4万8,600 FCに定められている
- 出産手当

法律では出産手当は規定されていない。その金額は労働協約を通して雇用者と労働組合代表との合意により決定されることに留意されたい。ただし、被用者は妊娠中および出産後、最終給与の3分の2に相当する出産休暇手当を受給する。

家族手当の月額は対象となる児童1人あたり8,100 FCに定められている。

V.3. 社会保険料

社会保険料は以下の2機関に支払う。

- 全国社会保障金庫（以下、「CNSS」）
- 国立職業訓練院（以下、「INPP」）

V.3.1. CNSS

社会保険料は総賃金の金額に基づき算出される。総賃金とは、雇用契約に基づき雇用者から労働者に支払われるべき、現金で算定可能な、合意または法規の規定により定められたすべての収入を合わせたものと定義される。

総賃金には特に、給与または俸給、歩合、生活支援手当、特別手当、利益分配、賞与として支払われた金銭、現物支給価額、家族手当の法定額を超える部分、休暇手当または休暇代償手当、雇用者により就労不能時および出産前後の期間に支払われた金銭が含まれる。

年金部門の社会保険料は、以下のように規定されている。

- 被用者負担分：5%
- 雇用者負担分：13%

社会保険料は毎月支払われ、被用者負担分はIPRと同じく、雇用者により源泉徴収される。

注：研修生および実習生といった「みなし労働者」もCNSS社会保険料の対象となるが、職業リスク部門についてのみ社会保障制度に加入義務を負う。すなわち、総賃金の1.5%の社会保険料率を雇用者のみが負担する。

V.3.2. INPP

INPPは特に、雇用における労働者の能力向上および昇進、雇用における新規労働者の急速育成、新規成人被用者労働者の急速育成、雇用における実習、一般基礎知識教育を受けた者への専門教育、技術専門学校または職業専門学校で教育を受けた者への職業適合理化を担当する。

INPPの財源には、前四半期中に雇用者が被用者に支払った総賃金の総額に応じて雇用者が毎月支払う社会保険料が含まれている。

現在の社会保険料率は以下のとおりである（CNSSと同じ基礎に基づき算出される）。

- 3%：従業員数1～50人の民間企業および公企業
- 2%：従業員数51～300人の民間企業
- 1%：従業員数301人以上の民間企業

社会保険料は月単位で支払われる。

V.3.3. ONEM

国立雇用局は略称を「ONEM」とし、特に、コンゴにおける雇用市場の調整を担当する。

ONEMの財源には、雇用者が被用者に支払った総賃金の総額を基に算出される月単位の社会保険料が含まれている。

現在の社会保険料率は0.2 %である（CNSSと同じ基礎に基づき算出される）。

V.4.社会保障協約

コンゴにおいては、労働法は労働協約を、1人以上の雇用者、一つ以上の雇用者職業団体および一つ以上の労働者職業団体の間に交わされた労働に関する条件と関係に関する唯一の合意文書と認めている（労働法典第272条）。

VI. コンゴにおいて適用される競争法の規則

コンゴにおいては、価格の自由および競争に関する2018年7月9日組織法第18/020号が、現在、価格の自由に適用される規則を規定し、自由な競争を統括する。同法第3条および第4条の規定は以下のように述べている。

コンゴにおいては、商業と工業の自由が保障されている。商業と工業の自由は、本法により規定された規則に則り価格の自由および自由競争に基づき行使される。

価格の自由により、経済的または商業的な活動を行うあらゆる者に本法に規定される条件の下で自らの商品や役務の価格を決定する権利が与えられる。

競争の自由により、自ら選択した経済活動や商業活動を、法的制限の順守を前提として自ら自由に決定する、自らが競合的であると判断する条件の下で行う万人の権利が与えられる。

商業と工業の自由の行使は、工業所有権および知的所有権の保護ならびに第三者の正当な権利を損なってはならない。

VI.1. 競争に関する規則

競争に関する規則の数は多い。そのうちのもっとも重要なものを以下に挙げる。

- すべての経済事業者は、自由競争が健全かつ公正であるために、自由競争の規則を順守しなければならない。いかなるかたちであれ、市場の法則の規則の良好な進歩を阻害する性質を有するあらゆる慣行は違反とみなされる。反競争的慣行にかかわる合意、協約または契約条項は無効である。
- 反競争的慣行とは、反競争的談合、優越的地位の乱用、経済的依存状態の過度の利用である。

- 国内市場における、販売拒否、抱き合わせ販売、差別的販売条件、既存の商業関係の一方的破棄といった優越的地位の乱用は禁止されている。
- 経済的依存状態の過度の利用は禁止されている。
- 製造上の秘密の暴露、ノウハウの侵害、従業員の引き抜き、注文の横取り、広告の妨害といった不正な商業的方法により競合の製造または販売の手段を損なうことによる競合企業の弱体化を図ることは不公正競争とみなされる。

VI.2. 価格の自由に関する規則

価格の自由に関する規則は非常に多い。そのうちのもっとも重要なものを以下に挙げる。

- 物品または役務の価格は、これらを提供する者が自由に決定する。この価格は事前の承認を得る必要はないが、事後管理を目的として、経済大臣に関連書類を添えた上で届け出なければならない。
- 経済大臣は価格の計算と決定の方法および許可される最大利潤率を規定する。
- 政府は、事実上の独占状態または厳しい供給制限のために競争の作用が維持されなくなった際に、過剰な価格高騰の防止を目的として、経済大臣の提案に基づき物品と役務の価格を規制する。
- すべての製品販売者またはすべての役務の提供者は、自由業者の業務遂行により提供される役務を除き、刻印、ラベル貼付またはなんらかの適切な方法により、その価格を消費者に通知しなければならない。
- すべての製造・卸売業者、輸入業者または役務提供者は、すべての再販業者に価格表と一般販売条件を通知しなければならない。
- すべての製品販売やすべての役務提供においては、請求書を発行し、販売または役務提供が成立し次第、ただちにこれを引き渡さなければならない。
- 急速変質の危険がある痛みやすい生産品や流行の変化のために一般的な需要に応えられない製品、売買が季節的性質を有する製品等を除き、購入価格以下での再販は禁止されている。
- 欠品を引き起こす意図での何らかの製品の在庫の保有は禁止されている。

VI.2.1. 請求書の義務的記載事項

価格の自由および競争に関する2018年7月9日法第18/020号第15条に則り、請求書には以下の必須事項が記載されなければならない。

- 販売者の氏名または商号

- 本社住所
- 商業・動産信用登記簿登記番号
- 購入者または顧客の名称
- 請求日
- 販売された商品または提供された役務の内容
- 販売数量
- 単位価格
- 商品または役務の品目ごとの合計額および合計販売額
- 番号。請求書の番号は、空白、欠落、削除、重なりがなく、続いていなければならない。また、その写しは定期的に、または少なくとも毎月綴じられなければならない。
- 徴収されたVATおよび与えられた値引き、割り引き、割り戻しは記載されなければならない。

請求書において考慮すべき要素は、価格の自由および競争に関する2018年7月9日組織法第18/020号の特に価格についての施行措置に関する省令第034/CAB/MINET/ECONAT/JKN/2018号第2条から第14条までに規定されている。

これに基づき、物品・役務の価格はこれらを提供する者が自由に決定する。この価格は事前の承認を得る必要はないが、その決定後、事後管理を目的として、経済を管轄する省に、関連書類を添えた上で届け出なければならない。経済事業者は、物品・役務価格構成をその販売開始時に通知しなければならない。

VI.2.1.1. 国内生産品

請求額には以下が含まれなければならない。

- 消費された原料の費用
- 保険により担保されていない場合の廃棄物、漏損分、貯蔵損耗分、加工廃棄分の費用を含む製造費
- 保険費用および場合により発生する金融費
- エネルギー費
- 賃金および社会保険料負担実費
- 事業用建物の賃貸料、税金、諸経費
- 設備や機材の保全費
- 生産活動に課される諸税
- 回収不能な梱包の費用
- 管理費
- 20%の法定利潤

- 償却繰入分
- 原価の5%を上限とする広告費
- 第三者から請求された流通にかかわる運輸費

VI.2.1.2. 輸入品

請求額は以下を含まなければならない。

- 通関費
- 情報処理手数料
- コンゴ検査事務所および産業振興基金への負担金および報酬
- Ogefrem (マルチモーダル商品管理事務所)の手数料
- 保税通過費
- 輸入税
- 通関場所から引き渡し場所までの輸送費
- 5米ドル/トンの搬送費
- CIF 価格の1.3%を上限とする銀行手数料
- CIF 価格の1%に規定された固定償却費
- 貨物利用運送事業者費
- 20%の法定利潤

VI.2.1.3. 国内提供役務

請求額は以下を含まなければならない。

- 支出された実際の営業費
- 20%の利潤
- 償却繰入分
- 役務提供者の原価の5%を上限とする広告費

VI.3. 禁止慣行への違反に科される罰金

1. 不正価格設定慣行: 最高6カ月の懲役と最高1億FCの罰金、またはそのいずれかが科される。
2. 何らかの違法な方法で市場において物品または役務の価格を高くまたは低く維持しようと試みた者、または、違法な方法を用いず、製造や自由な流通の制限により、物品または役務の価格を異常に高くまたは低く維持しようと試みた者には、15日以上3

年以下の懲役および1,000万FC以上1億FC以下の罰金またはそのいずれかのみが科される。

3. 不正価格設定または価格の高騰または低下の違法な維持があった場合、管轄裁判所はこれに加えて以下を行うことができる。
 - 違反者に不正に得られた利益に等しい金銭の支払いを命じる。
 - 6カ月以下の期間の会社休業を申し渡す。
4. 直接または間接に製品もしくは財の再販価格、役務提供価格または販売利益を最低にするように強制した者には、1,000万FC以上から5,000万FC以下の罰金が科される。
5. 義務的記載事項（販売者の商号、本社所在地、RCCM登記番号、購入者の名称、日付）を記載しない、または、物品に関しては販売された商品の識別を可能とするすべての特徴、販売数量、単価、品目ごとの合計額および販売総額、役務に関しては提供された役務の種類、単位価格および合計額を記載しない請求書を発行した者。
6. 請求書に税金または与えられた値引き、割り引き、割り戻しを記載しない者、日付の順番ではなく、空白、欠落、削除、重なりにより連続しない番号に基づき請求書を作成した者には、1,500万FC以下の罰金が科される。
7. 欠陥のないまたは急速変質の危険がある痛みやすいものではない商品を赤字再販する者は、1,000万～1億FCの罰金が科される。
8. 不正な在庫に関する違反には、最高3カ月の懲役と最高1,000万FCの罰金、またはそのいずれかのみが科される。
9. 反競争慣行には、同違反が行われた会計年度の前年度にコンゴ市場において上げられた利益の50%または売上高の20%に等しい罰金が科される。
10. あらゆる不正競争には、1,000万FC以上1億FC以下の罰金が科される。

VII. 不動産法

1980年7月18日法律第80-008号により修正、補足された一般物件制度、土地・不動産制度、担保制度に関する1973年7月20日不動産法第73-021号に則り、外国人投資家（自然人または法人）はコンゴ内において土地を取得することができる。

ただし、不動産法はコンゴ人に恒久的使用権の所有権を留保している。登記証書はコンゴにおける唯一の土地の用益権を証明する証書である（不動産法第219条）。

VII.1. 一般使用権の取得手続き

一般使用権の取得手続きは以下のとおりである。

1. 申請者は使用権取得申請のための書簡を受領書付書留郵便で送付する。同書簡は土地所有権保護局宛または国土局宛に送付される。
2. 使用権授与の予備調査の実施。同調査は使用権取得が申請された土地に対して第三者が保有する可能性のある権利の性質と範囲の確認を目的とする。同調査は、管轄当局の通知をもって開始され、適切な結論が記載された調書をもって終了する。
3. 1カ月以内に同調査の調書が管轄当局および申請者へ送付される。
4. 承認または所見を得るため、1カ月以内に同案件書類が大審院付共和国検事に送付される。
5. 管轄当局（国土省）による決定。

理論的には手続き期間は最長で6カ月である。

使用権の問題に関して、恒久的使用権は、法定の実体要件と形式要件が満たされている限りにおいて、国家がコンゴ国籍を有する自然人に認める、国の土地を恒久的に享受する権利であることに留意されたい。

これに対して、一般使用権（長期賃貸権、地上物権、用益権、使用および貸与）は、国家が一定の補償金の支払いをもって、コンゴまたは外国の自然人または法人に認める、国家が所有する土地に対する時間的に制限された権利である。

従って、両者には、受益者、使用権の期間、使用権者の権利と義務、契約解除方法および契約破棄の結果に関する点に違いがみられる。

相違点	恒久的使用権	一般使用権
受益者	コンゴ人	コンゴおよび外国
期間	無期限	期間が 3 年間となっている賃貸の場合を除き 25 年。更新可能
使用権者の権利	- 土地の果実の平和的享受（建設、植物栽培、使用等の権利） - 立退後に代価返還や場合により賠償金を要求することができる。 - 国家は法に規定される条件の下にのみ土地を取り戻すことができる。 - 開発オプション権 - 移譲、貸与、抵当設定または土地の地役権設定、全部または一部の譲渡を行う権利	一般使用権の種類により、使用権者は契約の条項に従い、土地を利用し、その利益を享受する。 使用権者はその権利を移譲することができる。
義務	- 使用権の代価の支払い - 土地の開発(未開発土地)、保全、占有、開拓	- 負担金の支払い
解除方法	下記の理由による。 - 公共の利益のための収用 - 国家による買い戻し - 権利保有者またはその権利承継人の書面による明示的な放棄 - 合意または裁判に基づく解除 - 契約に規定される条件の下での取り戻し - 相続人の不在 - 消滅時効 - 一般使用権への転換 収用の場合、相殺補償金査定では、使用権者の権利獲得の代価および維持改造が行われている場合はその費用が考慮される。	下記の理由による。 - 期間満了 - 国家による取り戻し - 転換 - 恒久的使用権の解除理由。 ただし、一般使用権に固有の解除方法を前提とする。

VII.2. 土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの手続き

土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの管轄当局は国土省であり、土地所有権保護局または国土局が実務を担当する。

申請に必要な主な書類は以下のとおりである。

- 土地所有権保護局宛の使用権申請状
- 土地使用権申請書式
- 会社の登記書類(会社定款、RCCM 登記番号、全国登録番号)

VII.3. 建設許可取得手続き

建設許可申請の手続きは以下のとおりである。

都市計画局に以下の書類を添えて建設許可申請状を送付する。

- 会社登記書類
- 取得したすべての不動産所有証書(土地賃貸契約書および登記証書)
- 建設予定の所有土地の見取図

VIII. 知的所有権

コンゴにおいて、知的所有権はその批准した関連国際法に加えて、工業所有権を規定する1982年1月7日法律第82/001号および著作権および著作隣接権の保護に関するオルドナンス・ロワ第86/033号に準拠する。

商標、特許および発明は、その保護のために産業省に届け出ることができる。その際には事務手数料および国家に支払うべき負担金を納付しなければならない。

VIII.1. 工業所有権の管轄機関およびその使命

工業所有権の管轄機関は工業局である。工業局の使命は以下のとおりである。

- 工業所有権保護の管理と権利侵害の防止

- 国内および外国の商標、特許および発明の保護

コンゴにおいて商号は工業所有権に含まれ、工業局への関連税の納付を伴う商号保護申請書提出後に工業所有権保護の対象となる。

コンゴと他国との間には、工業所有権保護に関する条約は存在しない。工業所有権保護の保護領域はコンゴ国内である。

VIII.2. 精神的作品の管轄機関およびその使命

管轄機関は文化・芸術局である。文化・芸術局の使命は以下のとおりである。

- 文化・芸術的活動の振興および発展
- 著作権および関連権利の保護および振興
- 観光を管轄する省との共同での国の文化・芸術分野における景観、モニュメント、有形および無形の遺産の保護および保存
- 国際協力を管轄する省との共同での2国間および多国間の文化交流の管理
- アーカイブ、国立図書館、国立美術館の管理
- 反価値防止運動と並行した文化・芸術活動の振興と発展
- 司法およびメディアを管轄する諸省との共同での歌やショーの検閲

VIII.3. 保護対象

特許、商標、ロゴ、ラベル、工業的意匠・雛形、商号等の工業所有権および商事所有権は産業省による保護の対象とならなければならない。

以下に工業所有権（知的所有権）の保護に際して支払うべき税、手数料および負担金を列記する。これらの保護は年単位であり、毎年翌年4月30日までに更新することができる。

VIII.3.1. 登録

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	特許 自然人	120.00
	法人	300.00
2	商標、ロゴ、ラベル、パッケージ、団体商標	150.00
3	3 級以上の商標の追加料（級ごと）	50.00
4	工業的意匠および/または雛型	80.00
5	商号またはネオンサイン、ドメイン名	250.00
6	地理表示(仕出地)	250.00
7	広告スローガン	150.00
8	記録確認(先行技術調査)	80.00
	商標	40.00
	工業的意匠および/または雛型	150.00
	商号、社名ロゴ	40.00
	3 級以上の商標記録確認（級ごと）	50.00

VIII.3.2. 変更申請

番号	登録料・税・負担金リスト	率ドル建
1	特許、商標、工業的意匠および/または雛型の譲渡 自然人	300/00
	法人	1,000.00
2	商標の更新	300.00
3	商標または工業的雛型の遅延更新 商標	150.00
	雛型	130.00
4	商標所有者の氏名または住所の変更	220.00
5	工業所有権代表者の氏名または住所の変更	5,000.00
6	工業的雛型および/または意匠の所有者の氏名または住所の変更(1件あたり)	70.00
7	ページごとの特許申請書(特許明細)の説明の変更	20.00

番号	登録料・税・負担金リスト	率ドル建
8	工業的雛型および/または意匠の遅延更新の追加税(1件あたり)	80.00
9	3級以上の商標の更新の追加料(級ごと)	120.00
10	工業的意匠および/または雛型の登録更新(1件あたり)	160.00
11	商号、またはネオンサインの更新	500.00
12	商号の遅延更新の追加税	250.00
13	登記証書または特許の謄本申請	200.00
14	合併	220.00
15	製造単位ごとの全国保証商標貼付税	0.10
16	商標の取り消しまたは削除	320.00

VIII.3.3. 所有権の主張

番号	登録料・税・負担金リスト	率ドル建
1	特許	200.00
2	商標	200.00
3	工業的雛型および/または意匠	100.00
4	地理表示	300.00

VIII. 3.4. 登録

番号	登録料・税・負担金リスト	率ドル建
1	ライセンス契約 (商標ごと)	500.00
2	ライセンス契約の更新 (商標ごと)	1,000.00
3	ライセンス契約の遅延更新 (商標ごと)	1,400.00

VIII.3.5. 権利の回復

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	特許、商標、工業的意匠および/または雛型 ・自然人 ・法人	220.00 500.00
2	商標	320.00
3	工業的雛型および/または意匠	180.00
4	商業名	500.00
5	不服申し立て（商標、工業的意匠および/または雛型、名称および特許	1,000.00

VIII.3.6. 工業所有権代表者の認可

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	自然人	800.00
2	法人	1,600.00

IX. 関税、物品税、消費税

税務当局は、コンゴ国内への商品輸入に課される関税・租税・課徴金の徴収を目的として関税物品税総局(DGDA)を設立した。

コンゴの関税関連法は関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オルドナンス・ロワ第 10/002 号を基盤としている。

コンゴにおいては、法律により、商品の輸入者または輸出者は、商品の輸入または輸出のためには、貨物利用運送事業者または認可通関代理業者または税関貨物取扱人に依頼しなければならないと規定されている。

ただし、経済事業者は、5万米ドルの保証金の預託という唯一の条件の下に、自ら通関手続きを行うことができる。

中部アフリカには、コンゴにおいて適用可能な関税、物品税または消費税に関する共同体共通の規則は存在しない。

IX.1. 税関での申告と免除

関税法は、人の身分資格にかかわらず、コンゴの関税領域全体に適用される。

免税とは、国際条約、関税法および特定の法規定により定められたものである。

関税領域には、領海および領空を含むコンゴの領土が含まれる。

コンゴのみに適用される法規の規定に基づき、保税地域および経済特区を関税領域に設置することができる。

IX.1.1. 輸入・輸出に課される関税・租税・課徴金の課税率

関税領域に入るまたは関税領域から出る商品は、輸出入に課される関税・租税・課徴金が適用可能となった時点の状態で、これらの税の課税対象となる。

1. 輸出品は税関事務所または税関により指定された場所で引き渡されなければならない。
2. 国境においては、輸送業者は税関の迂回または回避を禁止されている。
3. 通関手続きが完了するまで、輸出品は倉庫または待機区域に置くことができる。

コンゴに輸入される商品に課される関税・租税・課徴金は、下記表の第4列に記載されている関税および第5列に記載されているVAT・付加価値税である。

見出し	品名	単位	関税率	VAT DC
7401.00.00	銅マット、セメント銅（銅沈殿物）	kg	5%	16%
7402.00.00	未精製銅、電解精錬用銅アノード	kg	5%	16%
74.03	精製銅、銅合金の塊	kg	5%	16%
7404.00.00	銅廃棄物および銅くず	kg	5%	16%
7405.00.00	銅のマスターアロイ	kg	5%	16%
74.09	厚さ 0.15mm を超える銅シートおよびストリップ	kg	10%	16%

見出し	品名	単位	関税率	VAT DC
74.10	厚さ 0.15mm 以下（補強材は除く）の銅シートおよびストリップ	kg	10%	16%
74.11	銅製の管とチューブ	kg	20%	16%
74.19	その他の銅製製造物	kg	20%	16%
26.01	鉄鋳および鉄凝縮物、焼いた鉄の黄鉄鋳（パイライト）を含む。	kg	5%	16%
2602.00.00	マンガン鋳および凝縮物、乾燥状態におけるマンガン含有量 20%以上の含鉄マンガン鋳とその凝縮物を含む。	kg	5%	16%

IX.2. 輸入関税

輸入関税は商品のCIF価格（商品、保険、運賃）に基づき算出される。輸入関税率は後述のとおりである。また、輸入品には通関時に以下の税が課される。

- 輸入付加価値税（VAT）
- 特定の商品には消費税および物品税
- 諸課徴金

また、関税規則では、一時輸入等の特定の保税制度も規定されている。

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 12 条：

商品の輸入にかかる関税率は、ケースに応じて、下表のように 5%、10%、20% に軽減または引き上げられる。

税目番号	品目	税率
3402.31.00	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩	5%
3403.99.10	その他の工業用潤滑剤	5%
1521.10.10	パーム油ベースの植物性ワックス	5%
6804.22.00	その他の研削砥石および類似品	5%
6804.30.00	研磨ホイール	5%
9602.00.91	医薬品用ゼラチンカプセル	5%
6805.30.00	繊維や紙以外の材料に塗布される天然または人工の研磨剤	5%
8101.99.10	タングステン棒	5%
8311.30.00	ろう付けまたは溶接用の被覆棒および芯線	5%
2106.90.91	アロエベラ由来食品サプリメント	10%
2202.99.91	アロエベラ由来食品サプリメント	10%
72.24 (全項目)	その他の合金鋼塊	10%
81.06 (全項目)	ビスマスおよびその加工品（廃棄物およびくずを含む）	10%
81.07 (全項目)	カドミウムおよびその加工品（廃棄物およびくずを含む）	10%
81.08 (全項目)	チタンおよびその加工品（廃棄物およびくずを含む）	10%
81.09 (全項目)	ジルコニウムおよびその加工品（廃棄物およびくずを含む）	10%
71.06 (全項目)	銀	20%
71.08 (全項目)	金	20%
71.10 (全項目)	白金	20%
44.03 (全項目)	木材（粗のものに限るものとし、皮もしくは辺材を剥いであるかないかまたは粗く角にしてあるかないかを問わない。）	20%
44.07 (全項目)	製材または骨抜き材	20%
7219.32.00	陰極ブランク	20%
7402.00.00	電解精製用銅アノード	20%
48.21 (全項目)	ラベル	20%

2022 年 12 月 28 日付 2023 年度財政法第 22/071 号第 13 条：

輸入関税および租税の新税率を定める 2012 年 9 月 21 日付オールドナンス・ロウ第 011/2012 号第 1 条は、本法律付属文書 XX により以下のように修正、補足される。

付属文書XX：輸入関税および租税の税率変更

税目番号	品目	税率
2930	有機硫黄化合物	5%
10.00	2-（N,N-ジメチルアミノ）エタンチオール	
2932	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	5%
96.00	カルボフラン（ISO）	
2934	核酸およびその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。） ならびにその他の複素環式化合物	5%
92.00	その他のフェンタニルおよびその誘導体	
3911	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホンおよびこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	5%
20.00	ポリ（1,3-フェニレンメチルホスホン酸）	
8106	ビスマスおよびその製品（くずを含む。）	5%
10.00	ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの	
90.00	その他のもの	
8109	ジルコニウムおよびその製品（くずを含む。）	5%
	ジルコニウムの塊および粉	
21.00	ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	
29.00	その他のもの	
	くず	
31.00	ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	
39.00	その他のもの	
8112	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウムおよびニオブならびにこれらの製品（くずを含む。）	5%
	ハフニウム	
31.00	塊および粉	
	レニウム	

税目番号		品目	税率
	41.00	塊、くずおよび粉	5%
		カドミウム	
	61.00	くず	
8428		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用または荷卸し用の機械 (例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤおよびロープウェー)	5%
	70.00	産業用ロボット	
8462		鍛造機、ハンマーおよび型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）ならびにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシンおよびニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程および切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）ならびにその他のプレス（金属または金属炭化物の加工用のものに限る。）	5%
		熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）およびハンマー	
	11.00	密閉型鍛造機	
	19.00	その他のもの	
		ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシンおよびフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）	
	22.00	形状成形機	
	23.00	数値制御式のプレスブレーキ	
	24.00	数値制御式のパネルベンダー	
	25.00	数値制御式のロール成形機	
	26.00	その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシンおよびフラットニングマシン	
		スリッター機、切断機およびその他の剪断機（パンチング機能および剪断機能を組み合わせた機械ならびにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）	
	32.00	スリッター機および切断機	
	33.00	数値制御式の剪断機	
		パンチングマシン、ノッチングマシンおよびニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能および剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）	

税目番号		品目	税率
	42.00	数値制御式のもの	5%
		炉心管、管、中空断面材および棒用の機械（プレスを除く。）	
	51.00	数値制御式のもの	
	59.00	その他のもの	
		冷間金属加工プレス	
	61.00	液圧プレス	
	62.00	機械プレス	
	63.00	サーボプレス	
	69.00	その他のもの	
	90.00	その他のもの	
8479		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	5%
	83.00	冷間静水圧プレス	
8485		積層造形用の機械	5%
	10.00	メタルデポジット方式によるもの	
	20.00	プラスチックデポジット方式またはラバーデポジット方式によるもの	
	30.00	プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式またはガラスデポジット方式によるもの	
	80.00	その他のもの	
	90.00	部分品および附属品	
8514		工業用または理化学用の電気炉（電磁誘導または誘電損失により機能するものを含む。）および工業用または理化学用のその他の機器（電磁誘導または誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	5%
		抵抗加熱炉	
	11.00	熱間静水圧プレス	
	19.00	その他のもの	
		その他の炉	
	31.00	電子ビーム炉	
	32.00	プラズマアーク炉および真空アーク炉	
	39.00	その他のもの	

税目番号	品目	税率
8525	ラジオ放送用またはテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置または音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラおよびビデオカメラレコーダー	5%
	テレビジョンカメラ、デジタルカメラおよびビデオカメラレコーダー	
	81.00 この類の号注 1 の高速度の物品	
	82.00 その他のもの（この類の号注 2 の耐放射線性の物品に限る。）	
	83.00 その他のもの（この類の号注 3 の暗視用の物品に限る。）	
	89.00 その他のもの	
8543	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	5%
	40.00 電子たばこおよびこれに類する個人用の電氣的な気化用器具	
8701	トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）	5%
	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	
	21.00 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	
	22.00 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン）および電動機を搭載したもの	
	23.00 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関および電動機を搭載したもの	
	24.00 駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	
	29.00 その他のもの	
8704	貨物自動車	5%
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンまたはセミディーゼルエンジン）および電動機を搭載したものに限る。）	
	41.00 車両総重量が 5 トン以下のもの	
	42.00 車両総重量が 5 トンを超え 20 トン以下のもの	
	43.00 車両総重量が 20 トンを超えるもの	
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関および電動機を搭載したものに限る。）	
	51.00 車両総重量が 5 トン以下のもの	
	52.00 車両総重量が 5 トンを超えるもの	

税目番号		品目	税率
	60.00	その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）	5%
	90.00	その他のもの	
8806		無人航空機	5%
	10.00	旅客の輸送用に設計したもの	
		その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）	
	21.00	最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	
	22.00	最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	
	23.00	最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	
	24.00	最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	
	29.00	その他のもの	
		その他のもの	
	91.00	最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	
	92.00	最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	
	93.00	最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	
	94.00	最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	
	99.00	その他のもの	
8807		部分品（第 88.01 項、第 88.02 項または第 88.06 項の物品のものに限る。）	5%
	10.00	プロペラおよび回転翼ならびにこれらの部分品	
	20.00	着陸装置およびその部分品	
	30.00	飛行機、ヘリコプターまたは無人航空機のその他の部分品	
	90.00	その他のもの	
9027		物理分析用または化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計およびガスまたは煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用または検査用の機器、熱、音または光の量の測定用または検査用の機器（露出計を含む。）およびマイクローム	5%
		その他の機器	
	81.00	質量分析計	
	89.00	その他のもの	

税目番号	品目	税率
0309	魚ならびに甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物の粉、ミールならびにペレット（食用に適するものに限る。）	10%
	10.00 魚のもの	
	90.00 その他のもの	
1515	その他の植物性油脂または微生物性油脂およびこれらの分別物（ホホバ油およびその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	10%
	60.00 微生物性油脂およびその分別物	
3006	医薬品の調剤および成形品	10%
	93.00 プラセボおよび盲検または二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）	
3204	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもととしたものおよび蛍光増白剤またはルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	10%
	18.00 カロテノイドの着色料およびこれをもととした調製品	
3816	00.00 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第 38.01 項の物品を除く。）	10%
3822	診断用または理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）および診断用または理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかおよびキットにしてあるかないかを問わない。）（第 30.06 項のものを除く。）ならびに認証標準物質	10%
	11.00 マラリア用のもの	
3824	鋳物用の鋳型または中子の調製粘結剤ならびに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品および調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	10%
	89.00 短鎖塩素化パラフィンを含有するもの	
4402	木炭（植物性の殻またはナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	10%
	20.00 殻またはナットのもの	
81.03	タンタルおよびその製品（くずを含む。）	10%
	その他のもの	
	91.00 るつぼ	
	99.00 その他のもの	

税目番号	品目	税率
8109	ジルコニウムおよびその製品（くずを含む。）	10%
	その他のもの	
	91.00 ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	
	99.00 その他のもの	
8112	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウムおよびニオブ（くずを含む。）ならびにこれらの製品（くずを含む。）	10%
	ハフニウム	
	39.00 その他のもの	
	レニウム	
	49.00 その他のもの	
	カドミウム	
	69.00 その他のもの	
8419	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉およびその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）ならびに瞬間湯沸器および貯蔵式湯沸器（電気式のを除く。）	10%
	瞬間湯沸器および貯蔵式湯沸器（電気式のを除く。）	
	12.00 太陽熱温水器	
	乾燥機	
	33.00 凍結乾燥器、凍結乾燥ユニットおよび噴霧乾燥器	
	34.00 その他のもの（農産物用のものに限る。）	
	35.00 その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用または板紙用のものに限る。）	
8421	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）ならびに液体または気体のろ過機および清浄機	10%
	気体のろ過機および清浄機	
	32.00 内燃機関から排出された気体の清浄もしくはろ過用の触媒コンバーターまたは微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	

税目番号	品目	税率
8517	電話機（スマートフォンおよび携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）およびその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線または無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）またはワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項および第85.28項の送受信機器を除く。）	10%
	電話機（スマートフォンおよび携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）	
	13.00 スマートフォン	
	14.00 携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話	
	部分品	
	71.00 アンテナおよびアンテナ反射器ならびにこれらに使用する部分品	
	79.00 その他のもの	
8539	フィラメント電球および放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプおよび赤外線ランプを含む。）、アーク灯ならびに発光ダイオード（LED）光源	10%
	発光ダイオード（LED）光源	
	51.00	
	52.00 発光ダイオード（LED）モジュール	
	発光ダイオード（LED）ランプ	
8541	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスタおよび半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュールまたはパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）および圧電結晶素子	10%
	光電性半導体デバイス（光電池（モジュールまたはパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）および発光ダイオード（LED）	10%
	41.00 発光ダイオード（LED）	
	42.00 光電池（モジュールまたはパネルにしてないもの）	
	43.00 光電池（モジュールまたはパネルにしてあるもの）	
	49.00 その他のもの	
	その他の半導体デバイス	
	51.00 半導体ベースの変換器	

税目番号		品目	税率
	59.00	その他のもの	10%
8708		部分品および附属品（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車のものに限る。）	10%
		車体（運転室を含む。）のその他の部分品および附属品	
	22.00	この類の号注 1 のフロントガラス（風防）、後部の窓およびその他の窓	

税目番号		品目	税率
24.04.		たばこ、再生たばこ、ニコチンまたはたばこ代用物もしくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）およびニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	20%
36.03		導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）およびイグナイター	20%
	10.00	導火線	
	20.00	導爆線	
	30.00	火管	
	40.00	雷管（電気雷管を除く。）	
	50.00	イグナイター	
	60.00	電気雷管	
4401		のこくずおよび木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材ならびにチップ状または小片状の木材	20%
	32.00	木質ブリケット	
	41.00	のこくず	
	49.00	その他のもの	
4407		木材（縦にひきもしくは割り、平削りしまたは丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけしまたは縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	20%
	13.00	SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）およびもみ（モミ属のもの））のもの	
	14.00	ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）およびもみ（モミ属のもの））のもの	
	23.00	チーク	
4412		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	20%
		単板積層材（LVL）	
	41.00	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	

税目番号		品目	税率
	42.00	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	20%
	49.00	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	
		ブロックボード、ラミンボードおよびバッテンボード	
	51.00	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	
	52.00	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	
	59.00	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	
		その他のもの	
	91.00	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	
	92.00	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	
	99.00	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	
4414		木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	20%
	10.00	熱帯産木材のもの	
	90.00	その他のもの	
4418		木製建具および建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネルおよびこけら板を含む。）	20%
		窓およびフランス窓ならびにこれらの枠	
	11.00	熱帯産木材のもの	
	19.00	その他のもの	
		戸およびその枠ならびに敷居	
	21.00	熱帯産木材のもの	
	29.00	その他のもの	
	30.00	くいおよびはり（第 4418.81 号から第 4418.89 号までの物品を除く。）	
		構造設計用木材製品	
	81.00	構造用集成材（グルラム）	
	82.00	直交集成板（CLT または X-ラム）	
	83.00	I 型はり	
		その他のもの	
	89.00	その他のもの	
	92.00	セルラーウッドパネル	
4419		木製の食卓用品および台所用品	20%
	20.00	熱帯産木材のもの	
4420		寄せ木または象眼した木材、宝石用または刃物用の木製の箱、ケース その他これらに類する製品および木製の小像その他の装飾品ならびに第 94 類に属しない木製の家具	20%

税目番号		品目	税率
		小像その他の装飾品	20%
	11.00	熱帯産木材のもの	
	19.00	その他のもの	
4421		その他の木製品	20%
	20.00	棺	
5703		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	20%
		ナイロンその他のポリアミド製のもの	
	21.00	人工芝	
	29.00	その他のもの	
		その他の人造繊維材料製のもの	
	31.00	人工芝	
	39.00	その他のもの	
5802		テリータオル地その他のテリー織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）およびタフテッド織物類（第 57.03 項の物品を除く。）	20%
	10.00	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）	
6815		石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維およびその製品ならびに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	20%
		炭素繊維およびその製品（電気用品を除く。）ならびにその他の黒鉛またはその他の炭素の製品（電気用品を除く。）	
	11.00	炭素繊維	
	12.00	炭素繊維製の織物類	
	13.00	炭素繊維製のその他の製品	
	19.00	その他のもの	
7019		ガラス繊維（グラスウールを含む。）およびその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービングおよび織物）	20%
		機械的に結合した織物類	
	61.00	ロービング製の目の細かい織物	
	62.00	ロービング製のその他の織物類	
	63.00	糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したものおよび積層したものを除く。）	
	64.00	糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したものおよび積層したものに限る。）	
	65.00	目の粗い織物（幅が 30 センチメートル以下のものに限る。）	
	66.00	目の粗い織物（幅が 30 センチメートルを超えるものに限る。）	
	69.00	その他のもの	
		化学的に結合した織物類	
	71.00	ベール（薄いシート）	

税目番号		品目	税率
	72.00	その他の目の細かい織物類	20%
	73.00	その他の目の粗い織物類	
	80.00	グラスウールおよびその製品	
7104		合成または再生の貴石および半貴石（加工してあるかないかまたは格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通ししまたは取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成または再生の貴石または半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	20%
		その他のもの（加工してないもの、単にひいたものおよび粗く形作つたものに限る。）	
	21.00	ダイヤモンド	
	29.00	その他のもの	
		その他のもの	
	91.00	ダイヤモンド	
	99.00	その他のもの	
7419		その他の銅製品	20%
	20.00	鑄造、型打ちまたは鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	80.00	その他のもの	
8414		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機およびファン、換気用または循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）ならびに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	20%
	70.00	密閉形の生物学的安全キャビネット	
8524		フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）	20%
		ドライバまたは制御回路を有しないもの	
	11.00	液晶のもの	
	12.00	有機発光ダイオード（OLED）のもの	
	19.00	その他のもの	
		その他のもの	
	91.00	液晶のもの	
	92.00	有機発光ダイオード（OLED）のもの	
	99.00	その他のもの	
8549		電気電子機器のくず	20%
		一次電池または蓄電池のくずならびに使用済みの一次電池および蓄電池	
	11.00	鉛蓄電池のくずおよび使用済みの鉛蓄電池	

税目番号		品目	税率
	12.00	その他のもの（鉛、カドミウムまたは水銀を含有するものに限る。）	20%
	13.00	化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウムまたは水銀を含有しないものに限る。）	
	14.00	分別されていないもの（鉛、カドミウムまたは水銀を含有しないものに限る。）	
	19.00	その他のもの	
		主として貴金属の回収に使用する種類のもの	
	21.00	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスまたはカドミウム、水銀、鉛もしくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	
	29.00	その他のもの	
		その他の電気電子機器を組み合わせたものおよび印刷回路基板	
	31.00	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスまたはカドミウム、水銀、鉛もしくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	
	39.00	その他のもの	
		その他のもの	
	91.00	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスまたはカドミウム、水銀、鉛もしくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	
	99.00	その他のもの	
9404		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフおよび枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物としまたは内部に入れたものおよびセルラーラバー製または多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）およびマットレスサポート	20%
	20.00	マットレス	
	40.00	布団、ベッドスプレッドおよび羽根布団（コンフォーター）	

IX.2.1. 商品輸入のプロセスと手続き

商品輸入の手続きは関税物品税総局(DGDA)の単一窓口において処理されるが、コンゴ中央銀行または何らかの認可商業銀行への申告またはIB（物品の輸入）タイプのライセンスの提出が必要である。

コンゴにおいて、輸入には次の二つのタイプのライセンスがある。

- IBタイプ: 物品輸入用(12カ月間有効)
- ISタイプ: 役務輸入用(12カ月間有効)

コンゴにおける輸入通関手続きでは、以下の9種類の書類から構成される輸入一件書類をDGDAの単一窓口に提出しなければならない。

- 検査会社の安全ラベルが正規に貼付され、上位機関であるOCC(コンゴ検査局)により原本証明されたサプライヤの請求書
- 小荷物文書リスト
- 運送または保険関連文書
- 船荷証券(海運による場合)
- 空輸状(空輸による場合)
- 輸入ライセンス
- 確認証書-BIVAC
- マルチモーダル商品管理事務所(Ogefrem)の覚書
- 一部の商品については輸入許可

また、上記の輸入一件書類を構成する書類に、さらに以下の書類を加えなければならないことに留意されたい。

- 商業・動産信用登記簿(RCCM)登記番号
- 有効な輸出入税支払証明書を添付した輸出入番号

輸入手続きは、税関法典第87条から第110条および第112条から第139条に規定されている。

行うべき手続きを以下に列記する。

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 申告書の作成
- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課税額決定
- 即金での支払い
- 後払い
- 仮払い
- 支払いの承認
- 搬出許可票

- 搬出証明書

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第14条、第15条、第16条、第18条：

税関は、輸出入を問わず国際貿易に関連する産業、商業、サービス活動を行う国内企業に対し、認定経済事業者の資格を与える。認定経済事業者の資格の付与および取り消しの条件は、財務大臣が定める。

受取人が課す輸入関税および税金の支払いは、関税査定日から3営業日以内、商品の搬出前に行わなければならない。

この期限を過ぎて支払いをした場合、財務大臣が定める遅延損害金の対象となる。この損害金は期限切れの翌日から発生する。

受取人による通関手続きなく物品が搬出、消費された後に関税・租税が支払われた場合、回避されたまたは減額された関税・租税額の1倍から2倍の罰金に処せられる犯罪となる。

税関に関する第三者保有者への通知は、以下の場合に税関受取人によって発行される。

- 係争案件の終結の一環として、関税、租税および罰金を徴収する場合
- 提供された支払方法に関する約束が遵守されなかった場合に、所定の期限内に支払われなかった関税および租税を徴収する場合

2023年度財政法第22/071号第23条：

関税法に関する2010年8月20日付オールドナンス・ロワ第10/002号第46条に基づき、税関職員が要求する可能性のある、任務の遂行を容易にするための業務に関する文書、あらゆる種類の書類（勘定書、請求書、手紙の写し、小切手帳、手形、銀行明細書、その他すべての書類）およびデータ、また身分証明書、パスポートの提供を拒否した場合、1カ月の禁固刑に加え、200万から800万FC相当の罰金が科される。

2024年度財政法第23/056号第12条：

情報提供を拒否した場合に適用される罰則制度は、以下のように補足される。
提供拒否を記録した公式報告書が作成された日から、要求された文書、書類、情報またはデータが提示される日まで、遅延1日につき50万FCの罰金が科される。

関税法第384条に規定される最低罰金は、2024年度財政法第23/0056号第17条により改正された。

関税法でより厳罰化されていない関税違反の場合に支払われるこの最低罰金額の範囲は、2023年度財政法により倍増され、最低罰金は、コンゴ・フランで100万～400万相当額となった（以前は50万～200万FC相当額）。

2024年度財政法第17条では、この金額が再び引き上げられ、現在は125万～500万FCとなっている。

さらに、第17条では、関税法第384条の第2項および第3項を以下のように修正・補足している。

第2項：前述の罰金は以下の場合に適用される。

- a) 物品申告書に記載しなければならない特定事項に関する漏れまたは不正確な記載で、その不備が関税および租税または禁止および制限の適用に影響をおよぼさず、かつ、追って税関に必要な情報を通知することにより修正することはできないもの。
- b) デジタル化されていない税関事務所で行われる業務にかかる本規定第118条に規定される名簿への登録の不履行。なお、第118条では、通関業者に対し、他人のために行うすべての税関業務を年次名簿に登録することを義務付けている。

第3項：税関からの2回の書面による要請にもかかわらず、上記第2項a)に言及された情報のその後の伝達を拒否した場合、上記第1項に規定された罰則の適用を受ける。

最後に、(i) 船長による積荷申告書、航海日誌等（第88条および第90条）、(ii) 貨物運搬車両の運転手による積荷申告（第97条）または航空機機長による積荷申告（第101条）の未伝達の場合には、同罰則は適用されない。

IX.3. 商品輸出関税

輸出関税は以下の特定のカテゴリーの国内生産商品に適用される。

- 生コーヒー豆
- 電力
- 鉱物製品および精鉱
- 鉱物油
- 丸太材

- 金属屑

コンゴにおいて輸出入品に課される関税・租税・課徴金は第4列、および、VATならびに物品付加価値税は下表右側の第5列に記載されている。

2022年12月28日付2023年度財政法第22/071号第12条：

手掘り採掘による工業用および非工業用ダイヤモンド、ならびに手掘り採掘による工業用金の輸出に対する関税率は、下表のとおり0.5%に設定されている。

税目番号	品目	関税率
7102.21.10	手掘り採掘による工業用ダイヤモンド（加工していないものおよび単にひき、クリーブまたはブルーチしたもの）	0.5%
7102.31.10	手掘り採掘による工業用以外のダイヤモンド（加工していないものおよび単にひき、クリーブまたはブルーチしたもの）。	0.5%
7108.12.11	手掘り採掘による金（白金を含む）で、未加工または半加工のもの、粉状のもの。また、金の含有量が90%以上99%未満のもの。	0.5%
7108.12.12	手掘り採掘による金（白金を含む）で、未加工または半加工のもの、粉状のもの。また、金の含有量が99%以上のもの。	0.5%
7108.12.19	その他の手掘り採掘による金（白金を含む）で、未加工または半加工のもの、粉状のもの。	0.5%

IX.3.1 商品輸出のプロセスと手続き

商品輸入に必要な商人登録手続きは輸出にも適用される。輸入の場合と同様、2010年1月以降、輸出手続きもDGDAの単一窓口において処理されるが、コンゴ中央銀行または何らかの認可商業銀行への申告またはEB（物品輸出）タイプのライセンスの申請が必要である。

輸入と同様、輸出には次の二つのタイプのライセンスがある。

- EBタイプ: 物品輸出用(3カ月間有効)
- ESタイプ: 役務輸出用(3カ月間有効)

税関法典第111条、第140条、第141条、第142条、第143条および第246条に則り、輸出において行うべき手続きは以下のとおりである。

- 直接輸出では、搬出事務所での手続き
- 搬出事務所での実際の通関のための内部事務所での予備手続き
- 内部事務所での通関手続き

以下の手続きも行なわれる。

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 輸出申告書の作成
- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課税額決定
- 支払い
- 支払いの承認
- 搬入証明書

X. 3.2. 関税課税価格

当該商品の輸出関税の課税価格は、関税当局の提案に基づき、省令により定められる。同省令がない場合は、商品がコンゴ国外に出る時点の評価額が考慮される。

輸出関税率は以下のとおりである。

税目番号	品目	単位	関税率	VAT DC
09.01	コーヒー豆、焙煎済またはデカフェインのものも含む：コーヒー豆の殻および外皮、その配合率にかかわらずコーヒーが配合されたコーヒー代用品			
	未焙煎コーヒー豆			
	非デカフェイン			
	ロブスタ種の生コーヒー豆、豆状			
11.11	W/S (ウォッシュド、上級)	kg	1%	0%
11.12	N/S (ナチュラル、上級)	kg	1%	0%
11.13	W/M (ウォッシュド、中級)	kg	1%	0%
11.14	N/M (ナチュラル、中級)	kg	1%	0%
11.15	W/I (ウォッシュド、下級)	kg	1%	0%
11.16	N/I (ナチュラル、下級)	kg	1%	0%
11.17	C/M (一般、中級)	kg	1%	0%
11.18	C/I (一般、下級)	kg	1%	0%
11.20	ロブスタ種の生コーヒー豆の廃棄物および破片	kg	1%	0%
	アラビカ種の生コーヒー豆、豆状			
11.31	K9 (Kivu 9)	kg	1%	0%
11.32	K3 (Kivu 3)	kg	1%	0%
11.33	K4 (Kivu 4)	kg	1%	0%
11.34	K5 (Kivu 5)	kg	1%	0%
11.35	K6 (Kivu 6)	kg	1%	0%
11.36	K7 (Kivu 7)	kg	1%	0%
11.37	K8 (Kivu 8)	kg	1%	0%
11.40	アラビカ種の生コーヒー豆の廃棄物および破片	kg	1%	0%
22.01	砂糖やその他の甘味料および香料が無添加のナチュラルミネラルウォーター、人工ミネラルウォーター、ガス入りミネラルウォーターを含む水：氷および雪			
	その他			
90.10	淡水	l	5%	0%
90.90	その他	l	免除	0%

税目番号	品目	単位	関税率	VAT
2602.00.00	乾燥状態で重量比 20%以上マンガン を含有する鉄マンガン鉱石および精鉱 を含むマンガン鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2603.00.00	銅鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2604.00.00	ニッケル鉱石および精鉱	kg	10%	
2605.00.00	コバルト鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2607.00.00	鉛鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2608.00.00	亜鉛鉱石および精鉱	kg	10%	0%
26.11	タングステン鉱石および精鉱			
	一次鉱床から破砕により得られた	kg	10%	0%
	その他	kg	10%	0%
26.12	ウラニウムおよびトリチウムの鉱石お よび精鉱			
10.00	ウラニウム鉱石および精鉱	kg	10%	0%
20.00	トリチウム鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2614.00.00	チタン鉱石および精鉱			
26.15	ニオブウム、タンタル、バナジウムま たはジルコニウムの鉱石および精鉱	kg	10%	0%
10.00	ジルコニウムの鉱石および精鉱	kg	10%	0%
	その他	kg	10%	0%
90.10	ニオブウム	kg	10%	0%
90.20	タンタル	kg	10%	0%
90.30	バナジウム	kg	10%	0%
26.16	貴金属の鉱石および精鉱			
10.00	銀鉱石および精鉱	kg	10%	0%
90.00	その他	kg	10%	0%
26.17	その他の鉱石および精鉱	kg	10%	0%
10.00	アンチモン鉱石および精鉱	kg	10%	0%
	その他	kg	10%	0%
	錫石			
90.11	一次鉱床から破砕により得られた			
90.19	その他	kg	10%	0%
	鉄マンガン重石	kg	10%	0%
90.21	一次鉱床から破砕により得られた			

税目番号	品目	単位	関税率	VAT
90.29	その他	kg	10%	0%
90.30	ビスマス	kg	10%	0%
90.40	ゲルマニウム	kg	10%	0%
90.50	マラカイト	kg	10%	0%
90.60	ベリリウムまたはグルシニウム	kg	10%	0%
90.70	モナサイト	kg	10%	0%
90.80	ストルバイト	kg	10%	0%
	その他			
90.91	レニウム添加樹脂	kg	10%	0%
90.99	その他の鉱石	kg	10%	0%
2619.00.00	鑄鉄、鉄または鋼の製造から発生した鋳滓のスラグ、スラグ（粒状スラグを除く）、金属クズおよびその他の廃棄物	kg	10%	0%
26.20	金属、生ヒ素、それらの化合物を含むスラグ、灰および残留物（鑄鉄、鉄または鋼の製造から発生したものを除く）			
	主に亜鉛を含む			
11.00	亜鉛メッキタール	kg	10%	0%
19.00	その他	kg	10%	0%
	主に鉛を含む			
21.00	有鉛ガソリンスラッジおよび鉛含有アンチノック化合物スラッジ	kg	10%	0%
29.00	その他	kg	10%	0%
30.00	主に銅を含む	kg	10%	0%
40.00	主にアルミニウムを含む	kg	10%	0%
60.00	ヒ素または水銀、タリウムの抽出またはそれらの化合物の製造に使用される種類のヒ素、水銀、タリウムまたはそれらの混合物を含む	kg	10%	0%
	その他			0%
91.00	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロムまたはそれらの混合物を含む	kg	1%	0%
99.00	その他			

税目番号	品目	単位	税率	VAT
26.21	都市廃棄物焼却の灰と残留物を含むその他のスラグと灰			
10.00	都市廃棄物焼却の灰と残留物	kg	10%	0%
90.00	その他	kg	10%	0%
2709.00.00	原油または瀝青鉱油	kg	5%	0%
2716.00.00	電力	1,000 kWh	5%	0%
44.03	剥皮、辺材除去、仕上げ処理されたものを含む原木			
	その他、本章の小見出しの注 1 に記載される熱帯樹			
	その他			
49.10	アフリカマホガニー	m ³	10%	0%
49.20	アフロモサ (Periscopsis elata)	m ³	10%	0%
49.30	アゾベ	m ³	10%	0%
49.40	ボセ (Guara cedrata)	m ³	10%	0%
49.50	ディベトゥ (Lovoa trichiloides)	m ³	10%	0%
49.60	ドゥシー (Afzelia bipindesis)	m ³	10%	0%
49.70	イロコ (Chlorophora excelsa)	m ³	10%	0%
49.80	コシボ (Entandrophragma candellei)	m ³	10%	0%
	その他	m ³	10%	0%
49.91	リンバ (Terminalia superba)	m ³	10%	0%
49.92	マコレ	m ³	10%	0%
49.93	マンソニア	m ³	10%	0%
49.94	オベチェ (Triplochiton Scelxylon)	m ³	10%	0%
49.95	オベチェ (Triplochiton Scelxylon)	m ³	10%	0%
49.96	サペリ (Entandrophragma cylindricum)	m ³	10%	0%
49.97	シボ (Entandrophragma utile)	m ³	10%	0%
49.98	ティアマ	m ³	10%	0%
49.99	トラ (アグバ) (Gossweileroden dronbals)	m ³	10%	0%
	その他			
	その他			

税目番号	品目	単位	税率	VAT
	特に指定された精油			
99.11	ベンジ / ム テ ニ エ (Guibourtia amoldiama)	m ³	10%	0%
99.12	ブビンガ(Guibourtia derneusel)	m ³	10%	0%
99.13	カーヤ(Khaya anthotheca)	m ³	10%	0%
99.14	コティベ(Nesogordonia dewevrei)	m ³	10%	0%
99.15	ラティ(Amphirnas Pterocarpoides)	m ³	10%	0%
99.16	フォンギ(Gambeya africana)	m ³	10%	0%
99.17	ムクルング(Autranella Congolensis)	m ³	10%	0%
99.18	パドウク(Pterocarpus soyauxii)	m ³	10%	0%
99.19	ウェンジ(Miletia Laurentii)	m ³	10%	0%
99.20	特に指定されていない精油	m ³	10%	0%
44.07	縦方向に鋸挽きされた、または、スライスまたはベニヤ引きされた 6 mm を超える厚さの木材。鉋がけまたはヤスリがけされた、または端を接着して重ねられたものを含む			
	本章の小見出しの注に記載される熱帯樹			
	マホガニー(Swietenia soop)			
	縦方向に鋸挽きされた			
21.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
21.19	その他	m ³	5%	
	ビロラ、インブラ。 バルサ			
	縦方向に鋸挽きされた			
21.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
21.19	その他	m ³	5%	0%
	ダークレッド・メランティ、ライトレッド・メランティ、メランティ・バクウ			
	縦方向に鋸挽きされた			
25.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
25.19	その他	m ³	5%	0%
	ホワイトラワン、ホワイトメランティ、ホワイトセラヤ、イエローメランティおよびアラン			

税目番号	品目	単位	税率	VAT
	縦方向に鋸挽きされた			
	縦方向に鋸挽きされた			
26.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
26.19	その他	m ³	5%	0%
	サベリ			
	縦方向に鋸挽きされた			
27.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
27.19	その他	m ³	5%	0%
	イロコ			
	縦方向に鋸挽きされた			
28.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
28.19	その他	m ³	5%	0%
	その他			
	縦方向に鋸挽きされた			
29.11	厚さ 50mm 未満の製材品	m ³	免除	0%
29.19	その他	m ³	5%	0%
71.02	取り付けもはめ込みもない研磨済も含めたダイヤモンド			
	工業用			
	原石またはカット、へき開、外周粗削りのみ			
21.10	手掘り採掘	カラット	0.5%	0%
21.20	産業採掘	カラット	3.0%	0%
	非工業用			
	原石またはカット、へき開、外周粗削りのみ			
31.10	手掘り採掘	カラット	0.5%	0%
31.20	産業採掘	カラット	3.0%	0%
71.06	銀（金メッキ銀、ヴェルメイユ、白銀を含む）			
91.00	未加工品	kg	10%	0%
71.08	未加工、半加工または粉状の金（プラチナ金を含む）			
	通貨用以外の用途			

税目番号	品目	単位	税率	VAT
	その他の未加工状態			
12.10	手掘り採掘	kg	0.5%	0%
12.20	産業採掘	kg	3.00%	0%
71.10	未加工、半加工または粉状の白金			
	白金			
11.00	その他の未加工状態または粉状	kg	10.00%	0%
	パラジウム			
21.00	その他の未加工状態または粉状	kg	10.00%	0%
	ロジウム			
31.00	未加工、半加工または粉状	kg	10.00%	0%
	イリジウム、オスミウム、ルテニウム			
41.00	未加工、半加工または粉状			
72.04	鋳鉄、鉄または鋼の廃棄物およびスクラップ（くず鉄）：鉄または鋼の廃棄物インゴット			
	鉄合金の廃棄物およびスクラップ			
21.00	ステンレス鋼	kg	5.00%	0%
29.00	その他	kg	5.00%	0%
74.03	未加工の精製銅および銅合金			
	精製銅			
	その他			
19.10	重量比で 99.9%以上の銅を含むインゴット（ワイヤーバーおよびインゴットバー）の電解銅	kg	10.00%	0%
19.20	99.9%以上の銅を含む電解銅カソード	kg	10.00%	0%
19.30	99.9%以上の銅を含む未精製電解銅カソード	kg	10.00%	0%
19.40	90%以上の銅を含むブリスター銅（吹き込み）のインゴット	kg	10.00%	0%
19.50	95%以上の銅を含む粗銅のインゴット	kg	10.00%	0%
19.90	その他の形態の銅	kg	10.00%	0%
7404.00.00	銅の廃棄物およびスクラップ			
75.02	未加工ニッケル			
10.00	非合金ニッケル	kg	5.00%	0%
20.00	ニッケル合金	kg	5.00%	0%

税目番号	品目	単位	税率	VAT
78.01	未加工鉛			
10.00	精製鉛	kg	5.00%	0%
79.01	未加工亜鉛			
	非合金亜鉛			
11.00	重量比で 99.9%以上の亜鉛を含む	kg	10.00%	0%
12.00	重量比で 99.9%未満の亜鉛を含む	kg	10.00%	0%
20.00	亜鉛合金	kg	10.00%	0%
79.03	亜鉛の微細粉、粉末、フレーク			
10.00	亜鉛の微細粉	kg	10.00%	0%
90.00	その他	kg	10.00%	0%
80.01	未加工錫			
10.00	非合金錫	kg	5.00%	0%
20.00	錫合金	kg	5.00%	0%
81.05	コバルトマットおよびコバルト冶金の 他の中間製品。コバルトおよび廃棄物 およびスクラップを含むコバルト製製 造物			
20.00	コバルトマットおよびコバルト冶金の 他の中間製品：未加工、粉状			
30.00	廃棄物およびスクラップ			
90.10	その他			
90.10	99.9%以上のコバルトを含む破片状の 電解コバルトカソード	kg	10.00%	0%
90.20	99.9%以上のコバルトを含む粒状の電 解コバルトカソード	kg	10.00%	0%
90.30	97%以上のコバルトを含む再処理電解 コバルトカソード	kg	10.00%	0%
90.40	40%以上のコバルトおよび 15%以上 の銅を含むインゴット状または粒状の 白色合金	kg	10.00%	0%
90.90	その他の形態のコバルト	kg	10.00%	0%
8105.00.00	ビスマスおよび廃棄物およびスクラッ プを含むビスマス製製造物	kg	5.00%	0%
81.07	カドミウムおよび廃棄物およびスクラ ップを含むカドミウム製製造物			

税目番号	品目	単位	税率	VAT
20.00	未加工カドミウム	kg	10.00%	0%
30.00	廃棄物およびスクラップ	kg	10.00%	0%
90.00	その他	kg	10.00%	0%
81.08	チタンおよび廃棄物およびスクラップを含むチタン製製造物			
20.00	未加工チタン：粉状			
30.00	廃棄物およびスクラップ			
90.00	その他			
81.09	ジルコニウムおよび廃棄物およびスクラップを含むジルコニウム製製造物			
20.00	未加工ジルコニウム：粉状	kg	5.00%	0%
30.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
90.00	その他	kg	5.00%	0%
81.12	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム（セルチウム）、インジウム、ニオブウム（コロンビウム）、レニウム、タリウムおよび廃棄物およびスクラップを含むこれらの金属製製造物			
	ベリリウム			
12.00	未加工：粉状	kg	5.00%	0%
13.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
19.00	その他	kg	5.00%	0%
21.00	未加工：粉状			
22.00	廃棄物およびスクラップ			
29.00	その他	kg	5.00%	0%
	タリウム			
	その他			
51.00	未加工：粉状	kg	5.00%	0%
52.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
59.00	その他	kg	5.00%	0%
	その他			
92.00	未加工：廃棄物およびスクラップ、粉状	kg	5.00%	0%
99.00	その他	kg	5.00%	0%

IX.4. 保稅通過のプロセスと手続き

税関法典第175条から第181条までに規定されている。

搬出事務所において

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 保証口座の設定
- 保稅通過申請書の作成
- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課稅額決定
- 支払い
- 支払いの承認
- TR8に基づくT1の作成
- 搬出証明書

IX.5 消費稅および物品稅

IX.5.1. 適用範圍

以下の物品は、消費稅および物品稅の対象となる。

- アルコールおよびアルコール飲料
- 炭酸飲料
- 鉍物油（ガソリン、石油、ジェットA1、輕油等）
- たばこ
- 砂糖
- 水硬性セメント
- マッチ
- アルコール製液体香料
- 化粧品
- プラスチックおよび合成ゴム製品
- 自動車
- 携帯電話クレジット消費

消費税および物品税は以下により発生する。

- コンゴにおける課税対象消費財の製造
- 課税対象消費財のコンゴへの輸入

2024年度財政法第23/056号第18条：

対象となる商品は、コンゴで輸入または製造されたものだけでなく、コンゴで「生産」または「加工」されたものも含まれる。

消費税および物品税は、輸入の際、関税と輸入付加価値税に累積される。輸入時の消費税および物品税の課税基礎はCIF価格に関税を加えたものである。ただし、課税基礎が国境平均課税価格（PMFF）である鉱物油は除く。

IX.5.2. 課税率

消費税率および物品税率は、関係する製品およびサービスによって異なる（2021年12月31日付2022年度財務法第21/029号の付属文書XVII）。

以下に例をあげる。

	消費税および物品税課税率
アルコールおよびアルコール飲料	5～80%
テーブルウォーターおよびレモネード	5～10%
製造たばこ	60%
香水	20%
自動車	10%
石鹼、潤滑調整剤	10～15%
化粧品	15～20%
プラスチックおよび合成ゴム製品	10～20%
携帯電話クレジット消費	10%

IX.6. 通関課徴金

コンゴにおいて商品を輸入および/または輸出する場合、種々の課徴金が徴収される。ここでは適用される主な課徴金を挙げるに留める。

- 管理手数料：CIF価格の5%
- OCC(コンゴ検査局)手数料：CIF価格の2%。これに加えて、その他の管理手数料 (TALLY料－5 米ドル/トン、分析・研究ラボ手数料－1試験あたり最高30 米ドル)
- OGEFREM手数料：CIF価格の0.59%
- FPI(産業促進基金)手数料：CIF価格の2%

また、一部の州税が輸出入時に適用される場合がある点に留意されたい（特にカタンガ州）。

IX.7. 保税制度

IX.7.1. 保税倉庫

その輸出時に輸入時に納付した関税・租税・課徴金の還付を受けることができる商品は、それが後日輸出されることを条件として、即時にこの還付を受けるために、保税倉庫への入庫が許される。

税関事務所は、輸出前に私的保税倉庫に蔵置される商品、または、税関が追加検査措置の実施が必要であると判断した慎重な対応が求められる商品に関しては、担保の提供を要求することができる。

一時輸入手続きの適用を受けている商品は、その後の輸出またはその他の承認された用途のために、一時輸入手続きを一時停止または解除して、保税倉庫に入庫することができる。

国内の関税・租税・課徴金が課された、または、これらがすでに納付された商品は、その後輸出することを意図している場合に限り、その免除または還付のために、保税倉庫への入庫が許される。

IX.7.2. 保税通過

その確実な識別を可能とする適切な添付書類を伴った商品は、運輸中の封印手続きは要求されない。ただし、以下のいずれか場合には、税関事務所は封印を施すことができる。

- リスク管理を考慮し、特に高額の関税、特別検査措置、ライセンスや許可に関連した禁止措置もしくは制限措置のために、税関搬出事務所がこれを要求する。
- 保税通過作業が全体として容易になる。
- 国際協定により規定されている。

添付書類は、以下の情報を示す場合に、確実な識別を可能とするとみなされる。

- パッケージ(商標、番号、種類、数量)
- 商品の常用商品名
- 総質量(総重量)

税関封印なしで保税通過される商品は、税関事務所の許可により別の運輸手段に移すことができる。

外国で施された税関封印および識別マークは、以下のいずれかの場合を除き、保税通過終了まで有効である。

- これらが不十分と判断された。
- これらが望まれる安全性を与えていない。
- 税関が商品の確認を行う。

コンゴ関税領域で受け入れられた外国の税関封印は、コンゴの封印と同様の法的保護を受ける。

保税通過のために使用される税関封印は、関税総局長の決定に基づき規定された最低条件を満たさなければならない。

税関封印確認および商品検査の結果は、管轄の事務所により保税通過書類に記載される。

保税通過中の商品は、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、他の商品を運ぶ運輸ユニットにより輸送することができる。

この場合、税関事務所は保税通過中の商品の識別が確実に可能であることを確認する。

関税法典に関する2010年8月20日オルドナンス・ロワ第10/002号第176条に則り、指定されたルートが取られなかった、または、期日が順守されなかった場合でも、ほかの条件が税関を満足させるかたちで順守されていれば、場合により請求される関税・租税・課徴金が必ずしも徴収されるわけではない。

IX.7.3. 積み替え

積替商品の原産地、積み替え前の仕出国および積み替え後の仕向国は、管轄の関税事務所が積替え手続きを拒否する十分な理由にはならない。

関税法典に関する2010年8月20日オルドナンス・ロワ第10/002号第184条に則り、期日が順守されなかった場合でも、ほかの条件が税関を満足させるかたちで順守されていれば、場合により請求される関税・租税・課徴金が必ずしも自動的に徴収されるわけではない。

IX.7.4. 沿岸運輸による輸送

沿岸運輸制度による運輸許可を受けている船舶が、コンゴ関税領域外の1カ所または数カ所の地点に寄港しなければならない時は、以下の場合にのみ当該商品を封印したままにしておくことができる。

- 関係者が要請した。
または
- 税関が、同作業がこれらの商品の取り出し、または、ほかの商品の追加がその行為の即時の露顕なしには行えないようにするために封印をしたままにしておくことが必要であると判断した。

この場合、ほかの場合と同様、輸送事業者/船長の国庫に対する過去の行動、定期航行であるか否か、商品の性質、当該船舶の寄港する外国の関税領域等の要素を考慮した上で、そのリスク評価が行われる。

関係者の要請があり、また、当該船舶が沿岸運輸制度の下で自由に流通する商品のみを輸送する場合は、税関はこれらの商品をいかなる場所およびいかなる時でも積み込み、積み下ろせるよう許可を出すことができる。

税関は、関係者の要請があれば、当該船舶が申告されていない輸入品、または、ほかの関税制度下にある商品を同時に輸送している場合でも、沿岸運輸制度下の通常承認されている場所以外での商品の積み込みまたは積み下ろしを許可することができる。この場合、税関は予定された積み込みまたは積み下ろし作業の際に必ず立ち会わなければならない。場合により徴収される手数料は、行われた税関の職務の概算費用のみである。

船舶が沿岸運輸制度下にある商品と同時に、申告されていない輸入品またはほかの関税制度下にある商品を輸送する場合、税関は、関税総局長が定める条件の下、船舶の積み込みまたは積み下ろしの場所への到着後、可及的速やかに、商品の積み込みまたは積み下ろしを許可する。

税関は、船長または他の関係者に対して、税関が沿岸運輸制度下での商品の輸送を許可するために必要とする、1部または複数部の単一書類を要求する。同書類は船舶、沿岸運輸制度で輸送する商品のリスト、これら商品が積み下ろされるべき関税領域に所在する1カ所または複数の港名を示すものである。

IX.7.5. 一時輸入

一時輸入は、すでに他の税関手続き下にある商品については、特に保税通過手続きや保税倉庫手続きの解除により認められることがあり、また、自由貿易地域を出た商品に対しても認められることがある。

税関は商品の原産地や仕出地、仕向地を考慮せずに一時輸入を認める。上記商品の一時輸入許可の交付は、互惠性を前提条件としていない。

一時輸入中の商品には、関税総局長が定める条件の下に、当該関税領域内での滞留期間中の保管のために必要な作業を行うことができる。

これら商品は、仮に以下のいずれかの事態がみられたとしても、常に、未加工の状態で再輸出されたまたは輸入時と同じ状態にあるとみなされる。

- 一時輸入に基づく滞留期間中の使用による通常の価値減少がある。
- 経済的要因（商品の需要の減少）、老朽化(技術的進歩、外観の変化)または一時輸入で定められた商品の使用による価値減少がある。

税関は、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、その再輸出に疑義の余地がない商品については、書面による商品申告なしに一時輸入を認めることができる。

この場合、商品電子申告または国際的書類が考慮される。

税関は、一時輸入制度適用に際して、特定の税関事務所において商品を提示することが暫定的許可交付を容易とする場合に限り、この提示を要求する。税関が有効であると判断した理由に基づき、一時輸入中の商品は、輸入を担当した税関とは別の税関より再輸出することができる。一時輸入中の商品は、1回または数回の発送で再輸出することができる。

税関は、一時輸入時に有効であった禁止事項または制限事項が一時輸入書類の有効期間中に廃止された場合、国内使用による解除申請を認める。

輸入に課される関税・租税が部分的または全体的に一時停止されているあらゆる一時輸入において、税金以外の関連費用は発生しない。

ただし、これら商品が国内使用される場合、輸入に課される関税・租税およびその他の税も徴収される。考慮されるべき関税価格は、国内使用される商品の申告の登録日のものである。

IX.7.6. 未加工状態での再輸入

税関は、商品がその輸出者と別の者により輸入される場合であっても、状況がその正当性を裏付けることを条件として、未加工の状態での再輸入を許可する。

この場合、同輸入者は、それを行う正式な許可を得なければならない、また、商品の識別に必要な証明書類を提示することができなければならない。

同輸入者は、再輸入の際に関税、租税、課徴金が請求可能であるか否かを税関が確認できるよう、輸出時の関税・租税・課徴金の還付額、割引額、賦課一時停止額または輸出時に与えられたあらゆる助成金額を税関に証明できなければならない。未加工再輸入品は、輸出を担当した税関事務所とは別の税関事務所において申告することができる。再輸入条件付きで輸出された商品は、場合により適用される税・関税・課徴金の賦課一時停止措置を受けることができる。

税関事務所は、商品が期日前に再輸入されなかった場合に、申告者に請求される金額の徴収のために担保の提供を要求する。

税関事務所は、関係者の要請に基づき、再輸入を条件とする輸出を再輸入なしの輸出に転換することを許可する。ただし、場合により発生する税・関税・課徴金の支払いなど、この場合に適用される条件と手続きの順守を前提とする。

再輸入を条件としたが最終的に再輸入なしで輸出された商品は、場合により、関税・租税・課徴金の還付または割引を受ける。

同一の商品の再輸入を条件とした輸出と未加工での再輸入が頻繁に予定される場合、税関事務所は、申告者の要請に基づき、最初の輸出の際に行われた再輸入を条件とした輸出の申告が12カ月間にわたり将来の再輸入と輸出に有効となる許可を出すことができる。

税関事務所は、関係者が良好な経歴を有することを確認する。税関事務所は、商品申告書に押印し、または適切な注釈を書き加えた上で、この申告書に将来の再輸入と輸出を登録する。

IX.7.7. 再輸出加工

再輸出加工制度の許可は、使用する商品の原産地、仕出地または仕向地が特定の場所であるとの理由のみをもって拒否されることはできない。ただし、税関事務所は、特別の状況により、かつ、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、さまざまなレベルで検査を行うことができる。

再輸出加工を目的とする商品輸入の権利は、輸入品の所有者のみに留保されるものではない。外国居住者と交わした契約の履行の一環として、加工に使用される商品がその者から提供される場合、再輸出加工作業が国の経済に有用であるときは、種類、品質、技術的特徴において同一である商品が当該輸入関税領域内において入手可能であるとの理由をもってこの再輸出加工を拒否することはできない。

関税法典に関する2010年8月20日オールドナンス・ロワ第10/002号第216条に則り、以下の場合には、再輸出加工手続きの許可を受けた商品において輸入品の存在が明示できることを再輸出加工許可付与の絶対条件として強制することはできない。

- 以下のいずれかにより商品の識別要素を証明することができる場合。
 - ・再輸出加工製品の製造工程および成分に含まれる材料について提供される情報
 - ・再輸出加工中の税関検査

再輸出加工措置は、再輸出加工が許可された種類、品質、技術的特徴において同一である商品の加工により得られた製品の輸出をもって解除が認められる。

- 再輸出加工措置の許可を求める申請が商品輸入後に行われ、許可条件を満たしている場合。この場合、許可は遡及的效果を有するかたちで与えられる。

既に消費開始されている商品に対する再輸出加工手続きの適用許可交付が遡及的效果を有するための条件は、関税総局長の決定に基づき規定される。

税関は、申請が有効な理由に基づくものであり、また、事業者の帳簿が税関に監査および確認に必要な情報を提供することを確認する。

関税総局長は、その決定により、再輸出加工用商品の識別に関する要求事項を規定する。これに際しては、特に商品の性質、行うべき作業、そのもたらす利益の重要性が十分に考慮される。

輸入品および再輸出加工品が第三者へ譲渡される場合、税関は、同第三者が許可保有者の義務を引き受けることを条件として、再輸出加工制度の適用継続を許可する。

税関は、再輸出加工作業が再輸出加工制度を許可された者とは別の者に下請けのかたちで行われることを許可することができる。再輸出加工許可保有者が、作業中全般にわたり、税関に対し許可交付に規定された条件の順守の責任者に留まることを前提として、再輸出加工用として認められた商品の譲渡は必要ではない。

税関は、申告者の選択に応じて、再輸出加工商品の再輸出加工制度が許可された商品の輸入を担当した税関事務所とは別の税関事務所から輸出されることを許可すること、または、

申告者に許可申請書において解除を行うことができる税関事務所を指定するよう要求することができる。申告者が再輸出加工商品を定期的に異なる税関から輸出する場合、税関は同申告者の会計を1カ所の税関事務所に集中させることができる。

IX.7.8. 再輸入加工

再輸入加工手続きの許可は、加工、修繕すべき商品が、特定の国を仕向地に行っているとの理由のみをもって拒否することはできない。

ただし、特別の状況の下、かつ、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下で、税関は、商品が国内使用のために再輸入される際に行うべき検査の規模を調整することができる。

再輸入加工を目的とする商品の一時的輸出の権利は、商品の所有者のみに留保されるものではない。

関税総局長は、再輸入加工用商品の識別に関する要求事項を規定する。これに際しては、特に商品の性質、行うべき作業、そのもたらす利益の重要性が十分に考慮される。税関は、再輸入加工品が、場合に応じて、特に以下に基づき、一時輸出品から製造されたことが証明可能であることを確認する。

- 特有の商標または製造番号の記載または説明
- 商品に施された封印、シール、パンチ穴、または、その他の個別マーク
- サンプル、イラスト、または技術的説明
- 分析結果
- 再輸入加工品が一時輸出品から製造されたはずであることを明確に示す予定される作業に関する証明書類（契約書、書簡、請求書など）

税関は、申告者の選択に応じて、再輸入加工品を再輸入加工手続きが許可された商品の一時輸出を担当した税関事務所とは別の税関事務所から輸入されることを許可すること、または、申告者に申告書において解除を行うことができる税関事務所を指定するよう要求することができる。再輸入加工品の国内使用手続きの基本的な特徴は、あらゆる国内使用手続きの場合に規定されるものと同じである。

関税同盟または経済同盟により関税領域が数カ国から構成されている場合、三角貿易が認められなければならない。これにより、関係国の税関当局間における情報交換を可能とするための一定の手続規則に基づき、商品の一時的輸出が行われた国の税関事務所において、再輸入加工で製造された輸入加工品の国内使用が可能となる。三角貿易とは、異なる税関事務所において行われる商品の保管と再輸出、または、一次産品の輸出を扱った税関事務所とは別の税関事務所における再輸入加工品の再輸入の税関手続きを指す。

再輸入加工品に対して定められている輸入関連税・租税・課徴金の免除は、再輸入加工のための商品の一時的輸出の際に認められた還付または割引の対象となった関税・租税・課徴金には適用されない。

税関は、再輸入加工品が国内使用申告前に別の税関手続きの下に置かれていても、輸入関連税・租税・課徴金を免除する。ただし、再輸入加工品の輸入に関して期限が規定されている場合は、税関は、当該商品が国内使用以外の税関手続き下に置かれていても、同期限の順守を要求することができる。

税関は、再輸入加工品が国内使用前に譲渡の対象となった場合であっても、輸入関連税・租税・課徴金を免除する。この輸入関連税・租税・課徴金の免除は、商品譲渡のために納付義務が発生する可能性のある内国税には適用されない。

IX.7.9. 国内使用を目的とする商品の加工

関税法典に関する2010年8月20日オールドナンス・ロワ第10/002号第242条(a)に則り、国内使用を目的とする商品の加工の権利は、輸入品所有者のみに留保されるものではない。

国内使用を目的とする商品の加工を頻繁に行う者は、税関に提出される申請に基づき、この作業をまとめて対象とする包括許可を受けることができる。

この場合、この総合的許可取得は、改造措置下に置かれる消費開始を目的とする商品が一定の数量を超過せず、改造作業が一定の期限内に行われることを条件とする。

X. 会社法

2012年9月のOHADA加盟以来、コンゴはOHADAの統一商事会社法を適用している。コンゴにおいて、投資家は、主な会社形態として、以下のものから選択することができる。

X.1. 合名会社（SNC）

合名会社は、すべての社員が商業従事者であり、会社債務について無限連帯責任を負う会社である。

会社の債権者は、裁判外行為による会社への督促に対して60日間以上支払いがない場合にのみ、社員に対して会社債務の支払請求を裁判所に申し立てることができる。同期限は、管轄裁判所の長の命令により30日を超えない範囲で延長することができる。

X.2. 合資会社（SCS）

合資会社は、「無限責任社員」と呼ばれる1人または数人の無限連帯責任を負う社員と、「責任が有限である社員」または「有限責任社員」と呼ばれる、その責任が出資分までに限定された1人または数人の有限責任の出資者が共存する会社であり、その資本金は持ち分に分割される。

合資会社の社名には、その直前または直後に判読可能な文字をもって「合資会社」またはその略称である「SCS」の文言をつけなければならない。有限責任社員の名前は、いかなる場合も社名に含めることはできない。これに違反した場合、同社員は会社債務に対して無限連帯責任を負う。

X.3. 有限会社（SARL）

有限会社は、社員が会社債務に対してその出資分に応じた比率でのみ責任を負い、その権利が持ち分により表される会社である。

有限会社は、単独または複数の自然人または法人により構成することができる。

有限会社の社名には、その直前または直後に判読可能な文字をもって「有限会社」またはその略称である「SARL」の文言をつけなければならない。

X.4. 株式会社（SA）

株式会社は、株主が会社債務に対してその出資額を限度として責任を負い、その権利が株式により表される会社である。株式会社は、株主が1人であってもよい。株式会社の社名は、その直前または直後に判読可能な文字をもって「株式会社」またはその略称である「SA」の文言および商事会社法と経済利益団体に関連する改正統一法第414条に規定される経営方法を記載しなければならない。

改正統一法第414条に定められる会社の経営方法は以下を規定する。

各株式会社の経営方法は、次のいずれかを選択する定款によって決定される。

- 取締役会を持つ株式会社
- 唯一代表取締役がいる株式会社

また、株式会社の最低資本金は1,000万CFAフランに定められていることに留意されたい。同資本金は、株式に分割され、その名目額面は1万CFAフラン以上でなければならない。株式会社の資本金は、定款署名または創立株主総会開催前に、全額が引き受けられなければならない。

X.5. 匿名会社

匿名会社は、この会社が商業・動産信用登記簿に登録されず、また、法人格を持たないことに社員が同意した会社である。匿名会社は公告の対象にはならない。匿名会社の存在はなんらかの方法により証明することができる。

社員は、会社共通規定の強制規則に違反しない限り、法人格に関連するものを除く匿名会社の目的、存続期間、運営条件、社員の権利、廃業について自由に合意する。

X.6. 事実上の会社

2人または数人の自然人または法人が集まり、本統一法により認められた会社のいずれかを設立することなく社員として行動する場合は事実上の会社である。

2以上の自然人または法人が集まり、本統一法により認められた会社のいずれかを設立したが、法的設立手続きを完了していない場合または本統一法により認められていない会社を設立した場合も、また事実上の会社となる。

X.7. 経済利益団体（GIE）

経済利益団体は、構成員の経済活動の促進または発展、その事業成果の改善または増大のためのあらゆる手段を一定期間実施することを唯一の目的とする団体である。その活動は、構成員の経済活動と本質的にかかわるものでなければならず、構成員の経済活動に対して補助的性格のみ持つことができる。

経済利益団体自体は、利益を生み出すまたは共有することはできない。経済利益団体は資本金無しで構成することができる。

経済利益団体は、法令の身分規定に従う、または、その資格が保護されている自由業を営む者を含む、2以上の自然人または法人により構成することができる。

構成員の権利は譲渡性証券をもって表すことはできない。これに反するすべての条項はないものとみなされる。

経済利益団体は、商業・動産信用登記簿に登録された時点より、法人格および十全の能力を享受する。

XI. 常設事業所およびホールディングスに適用される特別規則

XI.1. 代表事務所または連絡事務所（常設事業所）および支社に適用される規則

コンゴの税法によれば、外国の自然人または法人は、コンゴ内に事実上の運営本社、支社、製造所、工場、工房、代理店、店舗、事務所、研究所、売買用カウンター、倉庫、賃貸用建物および、その他の生産的性質を有するなんらかの固定的または恒久的な事業所等の物理的施設を有する場合、コンゴ内に常設事業所を有するとみなされる。物理的施設がない場合でも、外国の自然人または法人が6カ月以上、自らの商号の下に直接職業活動を行った場合も同様である。

この場合、外国の自然人または法人は、コンゴにおける代表事務所または連絡事務所を登録しなければならない。登録の手順は以下のとおりである。

- 管轄当局（単一窓口）への法に準拠したフランス語版の定款の提出
- 会社設立単一窓口からのRCCM 登記番号の付与
- 経済省からのコンゴ識別証の交付
- 税務当局からの納税番号付与およびVAT課税対象通知の交付
- 社会保障機関(CNSS、INPP、ONEM)からの登録番号の付与

自然人または法人は、コンゴに所在する常設事業所により行われた取引に関する特別帳簿を当該事業所に置かなければならない。この帳簿はコンゴ・フラン（またはコンゴ中央銀行が認めた外貨）で記帳される。また、言語としては、コンゴの現行規則に従いフランス語が使用されなければならない。

外国企業を代表する常設事業所は、コンゴに適用される租税制度により規定されているあらゆる租税公課および社会保障負担金を支払わなければならない。

同常設事業所において利益を得るためになされた出費のみが控除可能な事業費用として認められる。

外国に所在する本社、主要事業所または経営本部の一般費用、管理費用は、コンゴに所在する常設事業所が上げた利益からの控除は認められない。

外国の自然人または法人が外国で支出した費用は、コンゴ国内の事業所が上げた利益からの控除は認められない。

XI.2. コンゴにおけるホールディングス特別制度

コンゴにおいては、ホールディングスに関する特別制度は存在せず、コンゴ法に企業グループの概念はない。コンゴ税法では各会社が独立した企業体とみなされている。ただし、コンゴにおいても2015年財政法で導入された移転価格に関する規定があり、コンゴに所在する会社とこれら会社の国外の系列会社の間で行われるすべての取引について、これらの取引が完全競争原則の順守の下で行われたかどうかを確認するために適用されている。

XII. コンゴにおける会社設立の手続き

コンゴにおいては、法人組織（会社）を設立するためには、以下の手続きを行わなければならない。

- 会社定款の作成

コンゴで会社を設立しようとする者たちは、出資者間の関係および第三者との関係を規定する一連の規則を定めた、会社運営を編成するための義務的法的文書を作成しなければならない。同文書は、公証を受ける前に出資者により署名されなければならない。

- 公証済の会社定款の管轄当局（単一窓口）への提出

署名・公証済の定款は、要求された情報が記載され、しかるべく記入された登記申請書、会社のCNSS加入申請書、会社のINPPおよびONEMへの登録申請書、納税番号申請書ならびに会社の銀行口座開設証明書といった会社登記申請書類一式を構成する他の書類と共に、同書類一式に含められなければならない。このように構成される書類一式は、会社設立単一窓口に提出される。

- 会社設立単一窓口からのRCCM番号の取得

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払いを受けた後、RCCMと呼ばれる商業登記番号を出資者に付与する。RCCMとは司法省が交付するコンゴにおける事業活動遂行許可である。

- 経済省からの国内識別番号の取得

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払い後、国内識別番号を交付する。この国内識別番号は、経済省が付与するコンゴにおいて事業を行う経済事業者リストへの登録番号である。

- **税務当局からの納税番号およびVAT課税対象通知の取得**

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払い後、出資者に納税識別番号および設立された会社に納税者として国庫のためにVATを徴収する権利を与える許可証を交付する。これらの文書はコンゴの税務当局が交付するものである。

- **官報での公告**

会社は、上記書類の取得による設立後ただちに、その存在を第三者へ告知するためにコンゴ官報において公告されなければならない。

- **社会保障機関(CNSS、INPP、ONEM)への加入番号の取得**

会社は雇用者として、被用者への社会保障制度適用を目的に、自ら全国社会保障金庫に加入すると共に被用者を登録しなければならない。また、被用者の職業教育および技術的知見の向上のために国立職業訓練院に加盟すると共に、労働力の利用に関するあらゆるサービス利用のために国立雇用局に登録する。

- **環境省からの事業活動許可の取得**

不健康で汚染された環境で活動する会社は、その事業活動開始前に、コンゴ環境省の事業活動許可を取得しなければならない。これに際しては事前に認可事務所の協力の下に環境影響調査を実施しなければならない。

- **輸出入許可の取得**

会社は、輸入または輸出の許可を取得するために、貿易省に許可申請書を提出しなければならない。同書類は、会社定款、RCCM商業登記番号、国内識別番号および輸出入許可申請書簡から構成される。

貿易省は、同会社による年次輸出入税の支払い後に同許可を交付する。同税税額は非鉱業会社で1,000米ドル、鉱業会社では2,000米ドルである。

XIII. 投資奨励策

XIII.1. 投資法典の説明

コンゴは、特定の活動分野における国内または外国からの直接投資の促進を目的に、投資法典を定めている。

同法典では、直接投資の促進を目的として、税、関税および一般的な軽減措置が規定されている。

XIII.2. 適用分野

投資法典の優遇措置は、直接投資および/またはそれを実施する企業等に適用される。

直接投資とは、新たな能力の利用や物品の生産、役務提供の能力の増大、製品や提供役務の品目の拡大、企業生産性の向上、製品または役務の質の改善を目指す新規企業または既存企業が目論むあらゆる投資を指す。

これらの投資は、コンゴ法に準拠する企業等により行われ、投資額は20万米ドル相当以上でなければならない。

ただし、投資法典に基づく制度は以下を始めとする多くの分野には適用されない。

- 鉱業および炭化水素関係
- 銀行および保険
- 商業活動

これらの特例措置は、事業分野別に優遇措置を定めるとの政府の意向を根拠としていた。しかし、こうした優遇措置が公布されないため（鉱業を除く）、政府は、当初除外されていた分野への投資法典の拡大を承認した。

2010年4月22日の首相の政令により、投資法典の適用範囲から意図的に除外されていた投資家（特に銀行）に付与されていた各種免除が廃止された点に留意されたい。

XIII.3. 認可の条件と義務

投資家は、投資法典に規定された優遇措置を享受するためには、認可申請書を国家投資促進局（ANAPI）に提出しなければならない。

認可はANAPIによる書類審査後、省令に基づき交付される。正式に認可を受けた投資を行った企業は以下の義務を負う。

- 環境保護および自然保全に関する規制の順守
- コンゴ人従業員の専門技術職、管理職、責任者の職務への育成
- 投資に関連した35%以上の付加価値率の保証
- 優遇措置認可期間中の投資実現および事業推進の状況に関する重要データのANAPIへの半年ごとの提出
- 計画省の明示的な許可がない限り、行われた投資に関わる設備財を5年間譲渡または別の用途へ充当しないこと

また、当局は、投資を行った企業が上記の条件を満たしているか否かを確認する権限を有する。これらの義務を遵守しない場合は、認可が取り消されることがある。

XIII.4. 優遇措置の適用範囲

コンゴ人と外国人の平等な待遇、配当金の自由な送金、外国債務処理に充てられるその他の資金に関する保証とは別に、投資法典は以下の優遇措置を定めている。

- 機械、工具、新品機材、必要な交換部品の輸入関税および課徴金の全額免除
- 中古の重機、船舶、航空機の輸入関税および課徴金の全額免除。この輸入関税免除は、当該物品の国内製造が不可能であるか、国産製品の税抜き価格が輸入された同一製品の価格と比較して10%以上上回る場合にのみ認められる。
- その最終製品、加工製品または半加工製品のすべてまたは一部の輸出を予定する認可投資を行う企業は、輸出関税および課徴金を免除される。
- 認可を受けた新規投資により得られた利益は、職業所得税（特に利益・利潤税）を免除される。
- 認可を受けた企業は、投資計画に関連する土地面積に対してのみ、不動産税を免除される。
- 認可を受けたSARLは、設立または増資の際に、比例税を免除される。
- SARL以外の認可を受けた企業（特にSPRL）は、設立の際に定額税を免除される。

建設工事にかかわる役務は、国内売上税（ICA）を免除される。免除期間は、投資が行われた経済地域により異なる。

参考として記しておく、経済地域は投資法典により規定されている。

- ・ A（キンシャサ）：3年間
- ・ B（ルブンバシ）：4年間

XIII.5. 鉱業法典

優遇的関税制度には、輸出入に関わる以下の措置が含まれる。

輸入

消費税および物品税は、採掘活動に使用される鉱物油を除き、普通法に従って課税される。輸入取引に際して支払われた役務手数料および鉱区使用量（OCC、OGEFREMなど）は普通法に従い課税される。

留意事項

鉱業会社は、作業開始前に、優遇制度の適用対象となる動産、設備、車両、鉱物およびその他の物資の数量および価額を記載したリストを提出する。

同リストは、鉱業省による承認申請書の受領および財務省による同申請書写しの受領後30営業日以内に、両省の共同省令による事前承認を受けなければならない。

消耗品、試薬および日常的に使用される必要なメンテナンス製品の備蓄分は採掘活動に直接的に関係するが、このリストから除外される。

鉱業会社またはその下請業者による、承認リストに記載されていない機材、物品、設備、その他の資財の輸入は普通法の規定に従うものとする。

当局には「**鉱業会社との直接的関係**」という概念の解釈の余地が与えられていることに留意されたい。

さらに、鉱業会社はこれらの資材等の国内供給者を見つけることができなかった理由を説明しなければならない。

また、優遇措置の下に輸入された物品は、税関当局の事前許可なく、第三者に譲渡することはできない。これに違反した場合は、免除された関税を支払わなければならない。

承認された同リストは、優遇関税制度下輸入物品リスト承認省庁間委員会に提出しなければならない。

鉱業許可保有者に適用される税は鉱業法典に網羅的に列記されている。

- 1) 職業所得税 (IBP)
- 2) 職業報酬税 (IPR)
- 3) 駐在員報酬特別税 (IERE)
- 4) 付加価値税 (VAT)
- 5) 動産税 (IM)
- 6) 賃貸所得税 (IRL)
- 7) 鉱山・炭化水素採掘権面積税
- 8) 地表税
- 9) 鉱区使用料
- 10) 不動産税 (IF)
- 11) 車両税 (IV)
- 12) 道路通行特別税
- 13) CNSS社会保険料、INSS・INPP雇用者負担分

鉱業の優遇税制は以下のように規定されている。

鉱業許可保有者が支出した研究開発費用は、不動産取得関連のものを除き、鉱業許可交付日の現価に直され、鉱業許可保有者により以降の2会計年度に50%ずつ償却される。

鉱業法典に関する2002年7月11日付法律第007/2002号を修正・補足する法律第18/001号第251条:

ある会計年度の事業損失は、普通法に規定される繰越方法に従い、損失が生じた会計年度以降5年度目の会計年度までにあげられた利益から控除することができる。

法律により求められる条件では使用されなかった鉱床再建準備金は、これが設定された会計年度から起算して4年度目の課税対象利益に戻し入れられる。

使用されなかった同準備金の残額は、これが設定された会計年度から起算して11年度目の課税対象利益に戻し入れられる。プロジェクトの最終年度終了までに使用されなかった同準備金の残額は、同年度の課税利益に繰戻される。

区画あたりの年次地表税

地表税は毎年課税されるものであり、鉱業許可交付を有効とするための条件である。課税額は以下に基づき算出される。

- ・ 許可の種類（調査、開発等）
- ・ 経過年数（許可交付以降）
- ・ 許可の対象範囲にある鉱山区画数（1区画＝84.955ヘクタール）

XIV. 為替規制

コンゴにおける為替規制では申告制が導入されている。例えば、為替規制に関しては、コンゴ中央銀行による事前の許可は必要とされない。

XIV.1. 外貨の保有

コンゴにおける外貨保有は自由である。すべての旅行者はコンゴ入国時に、**1万米ドル**相当の支払手段を持ち込む権利を有する。これを超える場合には申告の必要がある。

コンゴ出国の際は、1人あたりの持ち出し外貨金額は1万米ドルに制限されている。これを超える外貨持ち出しは、銀行振り込みで行わなければならない。

コンゴ国内における取引は、外貨建てで金額を表し、決済することもできる。

XIV.2. 物品の輸出入取引

すべての物品の輸出入取引には、銀行へのIB（輸入）申告書またはEB（輸出）申告書を事前に提出する必要がある。

同申告書には、一定の書類（契約書、請求書等）を添付しなければならない。

物品（鉱業製品以外）輸出の場合、販売利益はEB申告書を承認した銀行を介してコンゴに還流されなければならない点に留意されたい。

XIV.3. 役務の輸出入取引

すべての役務の輸出入取引には、商業銀行へのIS（役務輸入）申告書またはES（役務輸出）申告書を事前に提出する必要がある。

同申告書には、一定の書類（契約書、請求書等）を添付しなければならない。「輸出」役務の利益は、コンゴに還流されなければならない。

XIV.4. 所得移転、資金移動

すべての所得移転（報酬）、一般費用移転（医療費、学費等）、資金移動（コンゴにおける投資、輸出の事前融資）は、取引額が1万米ドルに達した時点より、認可銀行に申告書（RC）を提出する必要がある。

XIV.5. コンゴ通貨建て口座 – 外貨建て口座

コンゴの銀行では、以下の口座の開設が認められている。

- ・ コンゴ居住者の外貨建て口座（RME）（コンゴ中央銀行の許可不要）
- ・ コンゴ非居住者のコンゴ通貨建て口座（NRME）

外貨建て口座間の振込は申告を必要としない。

XIV.6. 為替交換手数料

外国へのまたは外国からのすべての支払いは、2%(または0.2%) の為替手数料が徴収される。これはコンゴ中央銀行に納められる。

XV. コンゴの裁判管轄と裁判所の概要表

コンゴの司法制度には二つのタイプの司法機関や裁判所がある。すなわち成文法を扱う裁判機関と慣習法を扱う裁判機関である。成分法の司法機関には、普通法裁判機関と特別司法機関がある。

XV.1. 普通法裁判機関

コンゴにおける普通法裁判機関は、次のいくつかの種類の裁判所から構成されている。

- 治安裁判所
- 大審裁判所
- 控訴院
- 三つの高等法院: 憲法院、破毀院、国務院

No	裁判機関	管轄	構成	権限
1	憲法院	キンシャサに所在し、コンゴ全土を管轄する。	憲法院院長を含む共和国大統領により選任された裁判官 9 人	議会での採択前および採択後の立法行為の憲法適合性の確認。憲法院は破毀院または国務院によって提起された、または、これらに訴え出られた係争を司法または行政にかかわる司法機関のいずれに割り振るかを判断する。憲法院は大統領選挙、総選挙、国民投票にかかわる選挙関係の係争に判断を下す。憲法院は、共和国大統領および首相ならびにこれらの共同正犯および共犯者の刑事裁判機関である。
2	国務院	キンシャサに所在し、コンゴ全土を管轄する。	国務院は、国務院院長 1 人、各部の部長および評定官を含む裁判官 18 人から構成される。	国務院は、行政最高裁判所として以下に関する裁判管轄権を有する。 1：第一審および最終審として、中央行政当局の行為、規則、決定に対して提起された法律違反を理由とする上訴 2：上訴審として、行政控訴院の決定に対する上訴 3：ほかに管轄裁判機関が存在しない場合は、コンゴの当局が取った、または命じた措置に起因する例外的、物的または精神的損害の修復のための補償の要求
3	破毀院	キンシャサに所在し、コンゴ全土を管轄する。	破毀院は、4 部の部長の長である破棄院院長 1 人と数名の裁判官から構成される。	破毀院は、国会議員、首相以外の政府閣僚、憲法院判事、破棄院判事、国務院判事および国務院付検事局検事、会計院判事および会計院付検事局検事、控訴院院長および行政控訴院院長、控訴院付検事長および行政控訴院検事長、州知事、州副知事および州長官、州議会議長が犯した犯罪に第一審管轄権を有する。破毀院は、控訴院が第一審で下した決定への控訴審管轄権を有する。また、民事・軍事の司法裁判所が最終審として下した決定や判決に対して提起された正式に批准された国際条約、法律、慣習の違反を理由とする上訴にも管轄権を有する。

Nº	裁判機関	管轄	構成	権限
4	控訴院	各州庁所在地およびキンシャサ	控訴院は、控訴院長 1 人、部長数名および裁判官数名から構成される。	控訴院は、大審裁判所および商事裁判所により第一審として下された判決に対する控訴審管轄権を有する。また、控訴院は、控訴院ならびに大審裁判所の管轄下にある人物によるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪ならびに州議会議員、行政官、市長およびその助役、市議会議員、国家公務員、局長または同等の等級の職階を有する公共施設または公共企業の運営者の犯した違反行為に第一審管轄権を有する。
5	大審裁判所	各都市および一部の州庁所在地	大審裁判所は、裁判所所長 1 人および裁判官数名から構成される。	大審裁判所は、死刑および懲役 5 年以上が科される犯罪に管轄権を有する。大審裁判所は、治安裁判所の管轄ではないすべての係争に管轄権を有する。また、治安裁判所の管轄下にある同裁判所の判決の執行を除く、司法機関によるあらゆる決定およびその他の公署証書の執行、治安裁判所が第一審として下した判決に対する控訴の控訴審に管轄権を有する。
6	治安裁判所	各領域、都市、町村	治安裁判所は、裁判所所長 1 人および裁判官数名から構成される。	治安裁判所は、最高 5 年の懲役が科される犯罪に管轄権を有する。家族法、相続、無償譲与、慣習により規定される集団または個別の土地紛争に関するすべての係争に管轄権を有する。

XV.2. 特別裁判機関

特別裁判機関とは、特定の案件または特定の人物が関与する案件をその特異性または特殊な性質を考慮して裁決を下すための裁判所である。

特別裁判機関として、以下のものが挙げられる。

- 軍事裁判所
- 少年裁判所
- 商業裁判所

- 労働裁判所

XV.2.1. 軍事裁判機関

普通法裁判機関と同様に、軍事裁判機関には以下のものがある。

- 軍事違警罪裁判所
- 駐留地軍事裁判所
- 軍事裁判所および軍事作戦裁判所
- 高等軍事裁判所

これらすべての裁判所における審理は、軍事職業裁判官および数カ月の期間につき抽選で選ばれた将校または司法警察員により行われる。これらの抽選で選ばれた軍人および警察官は、陪席判事と呼ばれる。軍人や警察官を取り巻く現実の環境はそれぞれに固有であるため、その現実の状況を知る他の軍人や警察官が裁判するべきである。

XV.2.1.1. 違警罪裁判所

駐留地軍事裁判所の管轄区域内には1以上の違警罪裁判所が存在する。違警罪裁判所における審理には、駐留地軍事裁判所の軍事裁判官が選任され、これに参加する。

XV.2.1.2. 駐留地軍事裁判所

駐留地軍事裁判所の管轄区域は、一つの県、都市、駐留地または軍事基地である。駐留地軍事裁判所は、裁判所所長1人および1人以上の裁判官から構成される。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。駐留地軍事裁判所の審理は少なくとも1人の軍事裁判官を含まなければならない5人のメンバーにより行われる。

駐留地軍事裁判所は駐留地軍事オーデイトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局は、1人または数名の筆頭検事および/または検事の補佐を受けて、駐屯地軍事検事正が指揮する。また、駐屯地軍事裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ばれる書記官が指揮する書記局も付属している。1人または数名の補佐官が補佐する執行官も所属している。

XV.2.1.3. 軍事裁判所および軍事作戦裁判所

軍事裁判所の管轄は州である。それぞれに1カ所の軍事裁判所を有するその他の州とは異なり、キンシャサには2カ所の軍事裁判所がある。通常、軍事裁判所は、軍事裁判所が設置

されている州の州庁所在地、または、地方司令本部がある場所、または、大統領命令により決定された場所に置かれる。

軍事作戦裁判所は、戦争の際に前線兵士を支援するために、つまり、戦争が起きている場所に設置される。軍事裁判所または軍事作戦裁判所は、裁判所所長1人とこれを補佐する1人または数名の部長および1人または数名の裁判官により運営される。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判長がその代理を務め、部長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い判事がその代理を務める。

軍事裁判所の審理は職業裁判官2人を含む5人のメンバーにより行われる。軍事裁判所は、コンゴ軍上級オーディトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局は上級軍事検事正が指揮し、これを数名の軍事検事および数名の上級軍事検事が補佐する。

また、軍事裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ばれる書記官が指揮する書記局も付属している。

XV.2.1.4. 高等軍事裁判所

高等軍事裁判所の管轄区域はコンゴ全土である。その所在地は、首都であるキンシャサである。高等軍事裁判所は裁判所所長が指揮し、1人または数名の部長および/または1人または数名の裁判官がこれを補佐する。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長いまたはもっとも職階の高い部長がその代理を務め、また、部長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。高等軍事裁判所の審理は職業裁判官2人を含む5人のメンバーにより行われる。高等軍事裁判所が破棄申し立てまたは裁判官を相手取った訴訟等のその他の特別な訴訟においては、5人の職業裁判官が審理を行う。軍事裁判所は、控訴審でも、5人のメンバーによる審理を行うが、この場合はうち3人が職業裁判官である。

高等軍事裁判所はコンゴ軍ゼネラルオーディトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局はコンゴ軍検事長が指揮し、これを1人または数名のコンゴ軍筆頭検事およびコンゴ軍検事が補佐する。

また、高等軍事裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ばれる書記官が指揮する書記局も付属している。

1人または数名の補佐官が補佐する執行官も所属している。

XV.2.2. 少年裁判所

少年裁判所の管轄区域は、一つの広域行政区または都市である。その通常の所在地は首相政令により決定される。また、司法省省令により、1カ所または複数の支部所在地とその管轄区域を決定することができる。

同様に、司法省省令により、監護、教育および保護の措置のために2カ所以上の少年裁判所をまとめることもできる。少年裁判所には一審部と上訴部の二つの部がある。

少年裁判所は裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の裁判官がこれを補佐する。少年裁判所所長は、その職務を1人または数名の協力者と分担する。裁判所所長が不在の場合または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。

少年裁判所の第一審部の審理は1人の裁判官により行われる。上訴部の審理は3人の裁判官により行われる。

少年裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務は、その少年裁判所の管轄区域である広域行政区または都市の検事局が行う。

これに対し、少年裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する書記官が所属している。また、社会問題担当省が選任する1人または数名のソーシャルワーカーも擁している。

そして、少年裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する執行官が所属している。少年裁判所が設置されるまでは、その権限は、第一審に関しては治安裁判所、上訴審に関しては大審裁判所により行使される。

XV.2.3. 商業裁判所

商業裁判所の管轄区域は一つの県または都市である。ただし、キンシャサには商業裁判所が2カ所ある。商業裁判所の所在地は管轄区域である県または都市の庁舎所在地である。

商業裁判所は、常任裁判官である裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の常任裁判官がこれを補佐する。商業裁判所には1人または数名の商業裁判官もいるが、これは商工業を代表する認可職業団体により選任された商工業代表から構成される選挙人団により、最初は2年の任期で、その後は3回まで4年の任期で選出される。

商業裁判所の審理は1人の常任裁判官と2人の商業裁判官の計3人により行われる。商業裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務はその管轄内の大審裁判所の共和国検事が行う。

また、商業裁判所には、1人または数名の補佐官により補佐される書記官および1人または数名の執行官が所属している。

コンゴ全土に商業裁判所が設置されるまでは、商業裁判所が設置されていない地域では、その権限は大審裁判所により行使される。

XV.2.4. 労働裁判所

労働裁判所の管轄区域は、一つの都市または県である。その所在地は管轄区域である都市または県の庁舎所在地である。

労働裁判所は、裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の裁判官がこれを補佐する。労働裁判所所長は、その職務を複数の協力者と分担する。裁判所所長が不在または支障がある場合は、その協力者またはもっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。労働および社会

保障を管轄とする大臣が、雇用者代表と労働者代表により作成されたリストに基づき、更新可能な2年間の任期をもって陪席判事を選任する。陪席判事はその職務遂行前に以下の宣誓を行う。「私は、神と国家の前において、忠誠心と誠実さをもって職務を遂行し、合議の秘密を護持することを誓う。」

労働裁判所の審理は裁判所所長または裁判官1人およびそれぞれ雇用者と労働者を代表する陪席判事2人の計3人により行われる。

労働裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務は、その労働裁判所の管轄区域である都市または県の検事局が行う。

ただし、労働裁判所には、1人または数名の補佐官により補佐される書記官および1人または数名の執行官がいる。

労働裁判所が設置されるまでは、その権限は大審裁判所により行使される。